

〈論文〉

アイヌ語千歳方言における名詞抱合：その種類と関連諸規則

佐藤 知己

- 目次
1. はじめに
 2. 抱合の一般的定義とアイヌ語の抱合の基本的特徴
 3. アイヌ語の抱合の諸タイプ
 4. アイヌ語の抱合をめぐる諸問題
 5. まとめと今後の課題
- 参考文献

【要旨】 本稿ではアイヌ語千歳方言の名詞抱合を実地調査資料によって整理し、披抱合名詞の機能から「目的語＋他動詞」型(85.9%)、「主語（自然力）＋自動詞」型(6.8%)、「所有者要求的名詞主語＋自動詞」型(5.6%)、「主語（自然力）＋他動詞」型(1.7%)の四タイプに分類する（括弧内は異なり語数の百分率）。これによりアイヌ語の抱合において主語抱合が極めて限定されていること、また、動詞価の減少を伴わない抱合も極めて限定されている（「所有者要求的名詞主語＋自動詞」型、及び目的語抱合の特殊な下位類である「所有者の派生接頭辞＋所有者要求的名詞目的語＋他動詞」型のみ）ことが実証的に示された。特に「所有者要求的名詞主語＋自動詞」型の頻度の著しい低さは新知見と思われる。このような分布の偏りは「主語抱合の制約」、「特定性の制約」、「意味的不一致の制約」という、違反した場合に高い罰則を科す三つのペナルティ規則と、それとは逆の働きをする「背景化」、「再帰解釈」という二つのペナルティ緩和規則との相互作用を仮定することによって合理的に説明される。これにより、ある型がアイヌ語において極端に頻度が低いにもかかわらず、ごく少数ながら例外をなす実例が存在する、という矛盾した状況を過不足なくとらえることがはじめて可能となる。

キーワード： アイヌ語千歳方言、抱合、特定性、背景化、再帰解釈

1. はじめに

本稿の目的はアイヌ語千歳方言における抱合を主要なタイプに分類し、これらの諸タイプ全体を特徴付ける制約を明らかにすると同時に、諸制約に対する例外的事象を説明することである¹。以下では、抱合の一般的特質およびアイヌ語の抱合の基本的特徴について述べた後、千歳方言に存在する個々の抱合の型を示し、それらの間に存在する諸制約について考察する。なお、誤解を避けるために一言するが、本稿の目的は抱合を含めたアイヌ語の語の派生プロセス（例えばアイヌ語の抱合が統語的か語彙的かなど）に関する首尾一貫した理論的解釈を与えることではない。つまり、現行の一般理論によって論旨が決定的に左右されるような純理論的な問題を扱っているわけではないのである。そのような研究を行うには現行の文法理論に関する専門的な知見を必要とするが、筆者はその分野の専門家ではない。あくまでもアイヌ語の記述的事実に関して、アイヌ語の構造から考えて最も適切と思われる説明を与えることが本稿の主目的なのであって、それが現行の一般理論と一致するかしないかはまた別の問題であり、本稿で扱う問題の範囲をはるかに超えたものであるということをお断りしておきたい。

2. 抱合の一般的定義とアイヌ語の抱合の基本的特徴

2. 1. 一般的定義からみたアイヌ語の抱合の特徴

アイヌ語の抱合について述べる前に、「抱合(incorporation)」一般について概略的な説明をしておくことにする。抱合(incorporation)の研究の歴史は長く、重要なものに限っても古くは Kroeber (1908)、Sapir (1911)、近年では Mithun (1984)、Baker (1988) などの研究がただちに想起される。もっとも、その他にも抱合について触れた文献は数多く、その全貌を把握することは必ずしも容易でない²。それほど、「抱合」という現象は世界の諸言語に広くみられ、古くから記述的、理論的な観点から注目を集めてきたと言えるが、それだけに、抱合の一般的定義は困難であり、理論的な立場によって様々であり得る。de Reuse (1994: 2842) は、「ある程度は用語上の問題である」と述べて、これらの所説の間にある相違を必要以上に過大視することを戒めながらも、より伝統的な「合成語的定義 compounding definition」と、近年の「統語的定義 syntactic definition」という大きな二

¹ 以下で「アイヌ語」と言う場合、特に断らない限り白沢ナベ氏(1905-1993)の千歳方言を指す。白沢氏の御教示に深く感謝申し上げる。なお、本稿で用いたデータは、録音時間で約130時間分に相当する調査資料に基づいている(勿論、アイヌ語部分に限定すれば実時間ははるかに小さくなる)。なお、資料の整理に際して質疑応答で得られた資料と口承文芸資料との区別は特に行わなかった。

² 19世紀以降、比較的近年に至るまでの抱合に関わる文献を網羅した文献目録としては de Reuse(1992)がある。この目録は抱合一般に関する文献とアメリカ先住民諸言語、古シベリア諸言語の抱合に関する文献に限定したものであるが、それでも挙げられている文献は三百点以上に昇る。なお、抱合の研究史については宮岡(1978)、ソ連・ロシアにおける抱合研究の動向については金子(1999)が詳しい。

つの流れがあることを指摘する。このように立場によって抱合の定義は大きく異なり、研究者間のコンセンサスが得られているとは必ずしも言えない状況にあるわけであるが、現実には何らかの定義に依拠して議論を進めて行かざるをえない。アイヌ語の場合、多くの蓄積がなされてきたとはいえ、本格的な理論研究に至るまでには、まだまだ基礎的な研究が必要な段階にあると見なければならぬ。従って、本稿では理論面に傾斜した近年の「統語的定義」はしばらくおいて、まず「合成語的定義」に基づいて基本的な事実を確認しつつ、アイヌ語の抱合に関する議論を進めていくことにしたい³。

上で述べた「合成語的定義」の明快、簡潔な例は、亀井他編(1996: 1297-1299)に見ることができる。すなわち、「抱合」とは、「動詞と統語的にかかわる名詞や副詞などを一つの動詞として形態法的に合体させる、いわば動詞に名詞や副詞を抱き合わせる、語形成(word formation)の一手法である」とする。本稿でも基本的にはこの定義に従うが、さらに抱合のうち、アイヌ語の語形成において大きな重要性を持つ名詞抱合(noun incorporation)に限定して述べることにする。

亀井他編(1996)による一般的な特徴付けと、それらのアイヌ語における位置付けを簡単にまとめると以下のようになる。

1) 抱合は語幹合成の一種であるが、名詞語幹から(動詞語幹と語源的結びつきのない)動詞的接辞によって派生した動詞、および動詞語幹から(名詞語幹と語源的結びつきのない)名詞的接辞によって派生した動詞は抱合とはみなされない。このような観点はアイヌ語の抱合においても重要である。アイヌ語の名詞的形式の中には意味は共通しているが自立性の程度が大きく異なるものがある。いくつか見られる。代表的なものとしては、*he-*「頭、先端」、*e-*「～の頭、先端」、*ho-*「尻、末端」、*o-*「～の尻、末端」(以上、自立性の低い形式)、及び *sapa*「頭」、*osor*「尻」(以上自立的な形式)のようなものである。これらはそれぞれ、動詞と結合して一語となる。*he-kiru*「頭・回す(＝ふりむく)」、*e-kupa*「～の先端・噛む(＝くわえる)」、*e-sapa-sina*「～で・頭・縛る(＝～を頭に締め縛る)」、*o-osor-usi*「～の末端・尻・くっつける(＝～に座る)」。

これらのうち、自立的な形式を含む *e-sapa-sina*、*o-osor-usi* は抱合と言えるが、自立的な名詞語幹と形が大きく異なる非自立的形式

³ 本稿脱稿後、「抱合理論の専門家」から「Lingua 119 (2009) のような最新の文献に関する言及がない」という御指摘を受けた。最初に断ってあるように、本研究は最新の理論の研究動向そのものに関して何らかの主張を行うものではなく、あくまでもアイヌ語の記述的現象について新しい事実を指摘し、関連する現象と併せてアイヌ語研究の立場から分析を試みたものである。したがって「最新の理論研究に関する言及がない」という批判は必ずしも的を射たものではないと考える。とはいえ、万一、本稿の結論に直接関わる情報があつては、と考へ、念のためご教示いただいた文献を参照してみた。しかるに、アイヌ語の抱合に触れた論考もなく、(筆者の理解が及ばない部分が多かったことはともかく)本稿で扱った問題と密接に関連し、結論の変更を迫るような論考をその中に見出すことができなかったのは遺憾であった。思うに、理論研究はそれだけで一つの独立専門分野をなしており、個別言語の専門家が誰でも理論研究の専門家と同一レベルの認識を持てるような甘いものではないと思われる。それは本来はアイヌ語の専門家ではない理論研究者が同時にアイヌ語の細かな記述的事実に精通することが不可能(もしそんな努力を注いだら、厳しい理論研究の最前線からたちまち脱落してしまうだろう)であるのと同じである。しかし、このような現状では双方の認識のギャップを埋めることはほど遠いように思われる。今少しそれぞれの短所を認識し、長所を生かして協力し合うということができないものかと正直考えてしまう一方、議論の場を別にすることもはや道はないのではないか、という悲観的な印象を抱かざるを得ない。

を含む場合は抱合と呼ぶのは適当でない、ということになる。

2) 抱合される名詞として、「他動詞の目的語に対応する名詞」、「自動詞の主語に対応する非動作主的名詞」、「手段、道具、位置、方向、随伴者を表す名詞」、「主格補語的名詞」、「目的格補語的名詞」がある。アイヌ語の場合、基本的な分類は既に田村(1973)が行っている⁴。田村が挙げているもののうち、本稿の議論に関係するものは、[名詞(主語)・自動詞(述語)](完全動詞)⁵、[名詞所属形(主語)・自動詞(述語)](自動詞)、[名詞(目的語)・他動詞](自動詞)、[名詞(主語)・他動詞](自動詞)の四つである。以下では、便宜的にこれらをそれぞれ「主語(自然力)＋自動詞」型、「所有者要求的名詞主語＋自動詞」型、「目的語＋他動詞」型、「主語(自然力)＋他動詞」型と呼ぶことにする。なお、田村(1988: 21)は *u-tom-osma* 「互いにぶつかりあう」のような構造を持つ一群の動詞があることを述べているが、本稿ではこのような動詞に対して「所有者派生接頭辞＋所有者要求的名詞目的語＋他動詞」型という下位類を設定する。詳しくは当該の項(3. 2. 2)で述べる。

3) 披抱合名詞が類別詞的に機能する抱合もある。しかし、類別詞的抱合はアイヌ語には一般には存在せず、以下ではとりあえず除外して議論を進めることにする⁶。

4) 名詞抱合は名詞項の減少による自動詞化を引き起こす。名詞項の減少はアイヌ語においても重要な特徴である。ただし、次の5)の昇格に関連する事例においては、抱合が行われても名詞項が減少しないかにも見える場合がある。これについては当該の項(2. 2. 5, 3. 4)で詳しく論じることにする。

5) 名詞抱合は昇格を引き起こす場合がある。アイヌ語の場合、昇格現象が問題となるのは「所有者要求的名詞主語＋自動詞」型、「所有者接頭辞＋所有者要求的名詞目的語＋他動詞」型、「主語(自然力)＋他動詞」型の三つの場合である。詳しくは当該の項(3. 2. 2, 3. 4, 3. 5)で述べる。

6) 抱合と自立名詞による分析表現は、不定冠詞的と定冠詞的、一般・典型的と個別・偶然的、恒久的と一時的、広範囲と局所、自然と不自然・驚き、中性的と対照的、旧情報と新情報などの違

⁴ 田村(1973)は「合成動詞」という用語を用い、抱合という用語を用いないが、アイヌ語の抱合の基本型をこの時点で既に極めて的確に記述している。ただし、田村の「合成動詞」は狭義の抱合よりも幅広い対象(例えば、副詞的要素を構成素に含むもの、自立性の低い名詞的接頭辞を含むもの)を含むので、本稿では田村の合成動詞のうち、自立的な名詞語幹が「主語」あるいは「目的語」の役割を果たしながら動詞に合成される、狭義の名詞抱合に属するものだけを扱う。

⁵ 田村(1973)は要素に対する文法的説明を下付きで示す、という表示法を取っているが、ここでは印刷の便宜上、構造全体は[]でくくって示し、説明は()でくくって示すことにする。たとえば、[名詞(主語)・自動詞(述語)](完全動詞)は、名詞(主語)と自動詞(述語)が合成されて一つの「完全動詞」(主語も目的語も取らない動詞)という構造が作られることを示す。

⁶ 切替英雄(p. c.)は類別的抱合の可能性がある興味深い事例として目的語を抱合した動詞が意味的に同種の独立の道具名詞を目的語に取る *e-kuwa-kor* 「～をつく(＝～で・杖・持つ)」を挙げている。この指摘自体は鋭く、今後も検討が必要であるが、*e-「～で」*という applicative (充当接辞)によって抱合動詞が他動詞化されており、抱合動詞が自動詞化せず他動詞のままで、さらに外側に意味的に関連性のある独立の目的語を取ることができる通常の類別的抱合の場合とは性質が異なると言える。また、抱合動詞が意味的に同種の目的語を取るこの種の事例がアイヌ語において組織的に多数みられるとまでは今のところ言えないことを考慮すれば、アイヌ語に独立の型として類別詞抱合を立てるという可能性はひとまず除外するのが妥当であろう。

いに対応する。この問題はアイヌ語の抱合に関しても最も興味深い問題の一つと言えるが、それだけに解決が極めて困難なものである。基本的にはアイヌ語の抱合も、諸言語の抱合において知られているのと同様な機能を有すると予想されるが、その証明には多くの研究を必要とし、本稿で取り上げる問題の範囲を超えるものである。従って以下ではこの問題を全面的に取り上げて論ずることは差し控え、部分的な指摘を行うにとどめる⁷。

2. 2. 個別的観点からみたアイヌ語の抱合の特徴

以上は抱合の一般的特徴に沿った説明であったが、その他にもアイヌ語の抱合を理解する上で必要ないくつかの特徴がある。以下で簡単に述べておくことにする。

2. 2. 1. 抱合の音韻的特徴

アイヌ語の抱合は音韻面（アクセント）において一語としての特徴を示す。名詞を抱合して作られた動詞的形式は、全体として一つのアクセントを持つようになる。例： *turép + tá* → *turép-ta*⁸ 「オオウバユリ(*turep*)を採る(*ta*)」。もっとも、アイヌ語においてアクセントは語（抱合）か句かの判断基準としては必ずしも必要十分なものとは言えず、以下で述べるような文法的な基準も併用する必要がある⁹。

2. 2. 2. 人称接辞と抱合

名詞が動詞に抱合されて一語となると、人称接辞が語全体に接合し、句の場合とは異なる形式となる。まず、句の場合は、人称接辞（この場合は一人称単数主格 *ku-*）は動詞 *ta* 「掘る、取る」の前に接合する。例： *turep ku-ta* 「オオウバユリ(*turep*)私が(*ku-*)採る(*ta*)」。これに対し、*turep*

⁷ 一つだけ言うとしたら、アイヌ語の場合、抱合と自立名詞による分析表現とは、多くの場合、対等な関係にあるとは言えない、という事実は重要と思われる。両方の形式が存在して、両方が共にある程度の頻度で使用される組は、これまでのところ、今回調査対象とした資料中では *ape ari* 「火(*ape*)を焚く(*ari*)」、*ape-ari* 「同」、*cep koyki* 「魚(*cep*)を獲る(*koyki*)」、*cep-koyki* 「同」、*cise kar* 「家(*cise*)を作る(*kar*)」、*cise-kar* 「同」、*inaw ke* 「ご幣(*inaw*)を削る(*ke*)」、*inaw-ke* 「同」が見出される程度である。このことは、アイヌ語においては、抱合と自立名詞による分析表現が例えば情報の新旧のような機能をシステムティックに表示し分けている可能性が低いことを示唆している。なお、アイヌ語において抱合と分析表現の「ミニマル・ペアー」を見出しにくい、という観察は、ある一つのテキストに限定した指摘ではあるが、既に Shibatani (1990: 61) に見られる。

⁸ *turepta* という形式のアクセントをみると、これまでに得られている16例のうち、*ta* の高さは「高」が8例、「低」が8例であって一定しない。アイヌ語のアクセントは昇り核アクセントで、アクセント核を有する音節は常に他の音節に比べて「高」で発音される。従って、*turepta* における *ta* 「掘る、掘って取る」の高低は弁別的ではなく、アクセントを失っていると解釈できる。もっとも、「高」の例のすべてがアクセントを失っているとするのは独断的な点があることは認めざるを得ない。当然のことながら、アイヌ語の抱合を「語」と位置付けるにあたっては、音韻（アクセント）面のみならず、文法面も含めて総合的に考察する必要がある。なお、アイヌ語のアクセントについては田村(1988)を参照されたい。

⁹ 亀井他(1996: 1297)もこの点について「言語によっては、語(word)の画定がむずかしく、特に、語境界を際立たせる（アクセント、母音調和、子音交替などの音声的、あるいは、屈折、派生などに関する形態的）特徴がないような場合、句（2語）なのか抱合形（1語）なのかという識別は、しばしば容易でない」と述べている。アイヌ語においても事情は同様である。

「オオウバユリ」が *ta* 「掘る、取る」に抱合されて一語 (*turepta*) となると、*ku-* (一人称単数主格) は動詞全体に接合する。この場合、名詞 *turep* 「オオウバユリ」が人称接辞 *ku-* と動詞語幹 *ta* の間に「挟まれて」いるので、抱合であることがわかりやすい例と言える。例： *ku-turep-ta* 「私が (*ku-*) オオウバユリ (*turep*) を採る (*ta*)」¹⁰。

2. 2. 3. 抱合と動詞の自他

抱合が起きると通常、他動詞は自動詞となる。このことを明確に示すのが動詞の屈折 (人称変化) である。

アイヌ語の動詞は一人称複数主格において、自動詞と他動詞とで異なる語形変化を行う。自動詞であれば一人称複数主格は *-as* (除外的)、または *-an* (包括的)、他動詞であれば一人称複数主格は *ci-* (除外的) または *a-* (包括的) で表示される¹¹。アイヌ語において他動詞が名詞を抱合すると、取り得る名詞項の減少が起こり、通常は結果として生じた動詞は自動詞となるが¹²、自動詞化が起こっていることを確実に知るには、自動詞と他動詞とで形式が異なる一人称複数主格の語形変化をみるのが最も簡便かつ確実な方法である¹³。すなわち、名詞が抱合されず、自立的に用いられている場合、動詞は他動詞であるから、当然のことながら一人称複数主格においては他動詞の語形変化を行う。例： *turep ci-ta* 「オオウバユリ (*turep*) を私達が (*ci-*) 採る (*ta*)」 (目的語「ウバユリ」が自立語の場合)。これに対し、名詞が他動詞に抱合されて一語となると、結果として生じた動詞の取り得る名詞項は減少して自動詞となり、一人称複数主格には自動詞の形式が用いられる。例： *turep-ta-as* 「オオウバユリ (*turep*) を私達が (*-as*) 採る (*ta*)」。(目的語「ウバユリ」が他動詞 *ta* 「掘る」に抱合された例)。(**ci-turep-ta* とはならない。)

¹⁰ 人称接辞が接頭しない場合のアクセントは *turépta* となるが、人称接辞 *ku-* が接頭するとアクセントは *ku-* の直後に移動し、*ku-turépta* となる。なお、この種のアクセント移動については田村 (1956) を参照されたい。

¹¹ アイヌ語には一人称複数に「包括的」と「除外的」の区別があることが古くから知られている (金田一 1931: 102)。概略、「包括的」は「聞き手を含む私達」、除外的は「聞き手を含まない私達」を意味する。もっとも、「除外的」な形式が単純に「聞き手の除外」という特徴によって規定されるものかどうかは問題がないわけではないが、本稿の中心的主題から離れるので、ここでは詳細には立ち入らないことにする。

¹² 抱合を有する多くの言語において、抱合が自他の転換を引き起こすことについては Mithun (1984) をはじめ、多くの指摘がある。アイヌ語において抱合が他動詞の自動詞化を引き起こすことについては古くは知里 (1936 [1974]: 68) が報告している。なお、アイヌ語の他動詞の中には、目的語を二つ取ることができるものがある。例： *kore* 「与える」。このような動詞に名詞が抱合された場合、結果として形成された動詞は、取り得る目的語の数が一つ減るものの、自動詞ではなく、やはり他動詞である。例： *hoku-kore* 「夫・与える (～に夫を持たせる)」 (他動詞)。従って、アイヌ語の場合、「他動詞の自動詞化」という抱合の特徴付けは、より厳密には「動詞のとり得る名詞項数の減少」とするほうが適切であると言える。なお、このような、自他の転換という説明をさらに一般化した、「取り得る名詞項数の減少」という趣旨の説明は田村 (1973: 93) が既に行っている。

¹³ ちなみに、アイヌ語における動詞の主格人称変化における自他の区別は、一人称複数にのみ存在し、一人称単数、二人称単数、複数、三人称単数、複数には存在しない。なお、一人称複数主格にのみ自他の区別が存在する理由は、これまでのところ明らかにされていないと言える。

ちなみに、アイヌ語には、名詞的な意味、機能を有する派生接頭辞がある (i-「不定の人、ものを」、u-「互いを」、si-「自分を」、yay-「自分を」)¹⁴。これらの名詞的接頭辞も、他動詞に付くと動詞の取り得る項が減少し、自動詞化が起こるので、この点では独立の名詞項と同様の機能を果たしていると言える。例： kikkik「何度もなぐる」(他動詞、一人称複数主格形は ci-kikkik、a-kikkik)、u-kikkik「互いを何度もなぐる (=互いに何度もなぐりあう)」(自動詞、一人称複数主格形は ukikkik-as、ukikkik-an)。抱合は、接辞ではなく、名詞語幹が動詞に接合するものであるが、項の減少という観点からみると、これらの派生接頭辞と同様な機能を果たしていると考えることができる。

2. 2. 4. 抱合された名詞の「特定性」

アイヌ語において、抱合された名詞は特定の(referential)な意味ではなく、総称的(generic)な意味を表す¹⁵。上記の2. 2. 3における turep「ウバユリ」は現実に存在する具体的、指示的な turep「ウバユリ」というよりはむしろ、「ウバユリ一般」、「ウバユリというもの」を意味している。抱合される名詞が特定の意味を持たないことは、次のような現象から明らかである。

pet「川」は、tomotuye「渡る」に抱合されて一語となることができる¹⁶。例： pet-tomotuye「川(pet)を渡る(tomotuye)」)。しかし、特定の河川名である Sikotpet「千歳川」を tomotuye に抱合して、

¹⁴ これらのうち、si-、yay- は共に再帰の意味を表すが、両者の機能的差異については諸説があり問題が残っている。佐藤(2007)は si-pusu「自分を浮かび上がらせる」が自発的な意味になるのは主語が主語以外の他者の力に依存して間接的に自分を浮かび上がらせる、という意味を表しているからだ、という解釈を行っている。これに従って yay- を(直接行為に関与するという意味で)直接的再帰、si- を(間接的にしか行為に関与しないという意味で)間接的再帰、と位置付けている。本稿においても必要な場合はこの解釈に従って説明を行うことにする。

¹⁵ 本稿脱稿後、やはり「抱合理論の専門家」のお一人から、「披抱合要素が generic な意味を有することはない。いかなる現実の指示対象も持たないとするのが正しいので、このような知識の欠落は理論研究においては致命的」という趣旨の御指摘を受けた。意味論や「抱合理論」の最先端ではそのような統一見解が行われているのであろうか。必ずしもそうではないだろう。本稿と同じレベルの説明など、専門的な文献においてもごくありふれたものであろう(次の注を参照)。もっとも、繰り返すように、本稿はそもそもそのような理論の細部を論じるものではない。アイヌ語の事実を説明するのに、generic な対象を指す、という特徴付けでここでは差し当たり十分であるのでそのような説明を行っているだけである。理論的に潔癖であるのは必ずしも悪いことではないが、「これではアイヌ語の事実をうまく説明できない」という明白な例が出て来た時点で、より厳密な特徴付けを行えば済むことではないだろう。

¹⁶ アイヌ語の抱合において、被抱合名詞の特定性が低いという指摘自体は既に田村(1973: 84-85)が行っている。また被抱合名詞の特定性が低いという特徴が、抱合を有する言語に広くみられるということは Mithun (1984)をはじめ多くの指摘がある。アイヌ語の抱合もこの一般的な傾向に基本的には従っていると言える。従って、本稿において筆者が主張したいのは、この種の事実そのものを筆者が最初に発見した、と主張することではない。そうではなくて、以下で述べるようにアイヌ語の抱合における「特定性」の関与は、決して簡明直截な仕方では現れているわけではなく、実際にはいくつかの例外があり、本稿で主として問題とするのは、先行研究ではいまだ問題にされていない、このような例外的事例を許容するような条件の明確化なのである。ちなみに、「特定性」というものをどうとらえるかは一般言語学的には大きな問題であるが(例えば Lyons 1999 などを参照)、ここではこの問題に深く立ち入ることはせず、語形成論において従来から言われている見解に基本的には従うことにする。例えば、影山(1993: 223)は、語彙的複合語「中古車販売」における「中古車」は総称的概念を表すだけで、特定の指示(reference)を持たない、と述べている。本稿においても、「特定性」は、概略的に言って、総称的概念に対立するこのような指示的性質を主として指すものとする。

*Sikotpet-tomotuye という動詞を作ることにはできない。これは、Sikotpet が現実存在する具体的、指示的な川を意味する名詞であることに起因すると考えられる。すなわち、抱合される名詞は、具体的、特定の意味を持つものではなく、総称的な意味のものに限られる¹⁷。

2. 2. 5. 抱合と「昇格(promotion)」

アイヌ語の抱合における昇格には、他動詞主語の抱合に伴う目的語の主語への昇格と、所有者の主語への昇格とがある。

目的語の主語への昇格： koy en-yanke. 「波(koy)が私を(en-) (陸へ) うち上げる(yanke)」(koy「波」は独立の名詞句)。比較： ku-koy-yanke 「私を(ku-)波(koy)がうち上げる(yanke)」(koy「波」は抱合されている)。

この例では、句の場合の目的語 en- (一人称単数目的格) が、他動詞主語の抱合による自動詞化により、ku- (一人称単数主格) に昇格している¹⁸。このタイプの昇格において注意されるのは、形と意味の「ずれ」の大きさである。上の例では、ku-「私が」は主格人称接辞であるから主語に該当するが、意味役割は波によって打ち上げられる「受動者」(「私を」)である。しかも、元の「主語」である koy「波」が抱合されているが、形の上からは目的語抱合との区別が付きにくく、表面的な形態構造と意味とのずれが大きい。このようなずれは通常は避けられるが、これを便宜的に「意味的不一致の制約」と呼ぶとすれば、「主語+他動詞」型は、この制約を破っている、有標度の高い構造であると言えることができる。

所有者の主語への昇格： a-teke pase 「私達の(a-)手(teke)が重い(pase)」(a-teke「私達の手」は独立の名詞句)。比較： teke-pase-an¹⁹ 「私達が(-an)手(teke)が重い(pase) (年を取って)」。(teke「手」は抱合されている)。

¹⁷ 切替英雄(p. c.)は、e-p--sak「食べる・もの・持たない」という事例を挙げて、この場合の e-p「食べる・もの」は句の形をしており、従って「食べる」の主語の存在を前提とするので被抱合名詞であるにもかかわらず特定性が高い事例ではないかという趣旨の示唆を行っている。しかしながら、ku-mip-i「私の・着物」のような例から推測すると、この解釈には問題があると思われる。本来、ku-mi-p「私が・着る・もの」という句の一部であった mip という形式から類推によって mip-i という所属形が生じたと考えられるからである。すなわち、ep の場合も、共時的にはもはや句ではなく、「食べ物」という名詞の概念形になっていると考えるべきであろう。従って、意味は総称的であると考えることが可能となり、必ずしも特定性の制約の例外とは言えないことになる。

¹⁸ 昇格という用語は使っていないが、この格の交替の事実そのものは田村(1973: 92)が既に指摘している。なお、これも「抱合理論」の専門家のお一人から、「この現象を昇格というのは不当で自動詞化とするのが適切。そのような理解不足は理論研究では致命的」という御指摘を受けた。理論的にはあるいはそうであるのかもしれないが、この論文はアイヌ語の昇格現象の理論的解釈そのものを主題としたものでない。また、「自動詞化」という用語に一本化してしまうと、後に論ずる目的語抱合による自動詞化と主語抱合による自動詞化との分布上の差異を述べるのに不便であるので「主語への昇格」、「目的語への昇格」という表現を用いているに過ぎない。このような指摘は理論的知識の有無だけを問題として、論旨の理解が不十分であることに無頓着であることを表しているように思われる。

¹⁹ teke と pase の連続が一語なのか二語からなる句なのかは音韻的な観点からだけでは区別が困難であるけれども、抱合の場合は、意味的には「不透明化」、「特殊化」が起こり、単なる「私の手が重い」という一般的な意味から、「私は年を取って手先が不自由になる」という、より慣用的な意味になる。また、その場合、一人称複数自動詞主格は動詞全体に接尾して teke-pase-as、teke-pase-an となり、明らかに一語としての語形変化を行う。

この例では、句の例における所有者 a-「私達の」²⁰は、抱合の例においては主格の -an「私達が」に昇格している。同じく昇格であっても、目的語の主語への昇格が意味解釈上の難易度を高めるのに対し、所有者の主語への昇格は意味解釈上の大きな困難は引き起こさない点に注意される。これについては4. 3節で再び触れるが、所有者が自動詞の主語へ昇格して所有者の表示自体は消失しても、被抱合名詞が所有者を必ず必要とする名詞（身体部位など）であるので、昇格した主語を所有者として復元することが意味解釈上容易であるためと考えられる²¹。なお、所有者の昇格には、抱合された名詞の所有者が主語に昇格する場合だけでなく、明確な条件によって狭く制約されているが、目的語に昇格する場合もあると考えられる。この点に関してはさらに説明が必要なので、以下の3. 2. 2の「所有者派生接頭辞」に関する議論の中で別途触れることにする。

3. アイヌ語の抱合の諸タイプ

3. 1. アイヌ語の抱合諸タイプの分布比率

既に2. 1節で述べたように、アイヌ語の抱合は「目的語＋他動詞」型、「主語（自然力）＋自動詞」型、「所有者要求的名詞主語＋自動詞」型、「主語（自然力）＋他動詞」型の四つのタイプに大別される²²。実地調査のデータに基づいてこれらの分布比率を示すと表1のようになる²³。この表からすぐにわかるのは、目的語抱合とそれ以外の型との分布上の明白な偏りである。目的語抱合が抱合全体の八割以上を占めているのに対し、主語抱合の事例は極めて少ない。また、基本的な意味を持つ語彙（例：ossi-wen「～の内部(ossi)が悪い(wen)＝腹が立つ」、hawe-an「～の話(hawe)がある(an)」など）にしばしば現れる「所有者要求的名詞主語＋自動詞」型が、抱合全体からみると予

²⁰ アイヌ語の他動詞主格人称接辞は他動詞の主語のみならず名詞の所有者の表示としても用いられる

²¹ 再帰解釈が生ずる具体的プロセスについてはいくつかの理論的可能性（昇格の後、所有者の痕跡が残る、あるいは同一要素削除規則によって所有者を削除するなど）があると思われるが、ここでは再帰解釈が生ずるという事実の指摘にとどめ、深くは立ち入らないことにする。

²² 「抱合理論」の専門家の評言によれば、抱合の説明に「主語」、「目的語」のような旧来の用語を使用すること自体が致命的で、「こういう概念に代わるものを提起するのが真の独創というものだ」そうである。これらの用語を使用せずに説明したほうがアイヌ語の抱合をうまく説明することができるのであれば筆者もこれらに代わる概念を提起したかもしれないが、差し当たりその必要もないのに「独創的でありたいがため」というだけの理由で新しい概念や用語を提出する、というのは学問的に誠実な態度と言えるか疑問である。しかも、アイヌ語の抱合に関する限り、4. 1で触れるように、「主語」、「目的語」という用語は他の選択肢よりも現象の説明に有利であるという証拠もあるのである。そのような事情をまったく顧慮せず、「主語抱合、目的語抱合」という用語のみに過剰に反応するのは不可解である。

²³ 図中の数字の単位は%である。なお、本稿と同様に千歳方言に依拠する中川(1995)から、抱合の事例を抜き出して集計したところ、抱合の事例は全体で333例あり、そのうち「目的語＋他動詞」型抱合の事例は289例(86.8%)、「自動詞主語＋自動詞」型抱合の事例は12例(3.6%)、「所有者要求的名詞主語＋自動詞」型抱合の事例は28例(8.4%)、「主語＋他動詞」型抱合の事例は4例(1.2%)であった（ただし、概数処理で生じた端数は「目的語＋他動詞」型へ算入）。2位と3位が本稿で扱った資料の場合と入れ替わっているが、全体の傾向はほぼ同じと見てよいと思われる。すなわち、「目的語＋他動詞」型が圧倒的多数を占めており、他の型は極めて限られている。このことは本稿における議論の元となっている言語事実が単なる資料的な偏りに基づくものではないことを支持するものと言える。

想外に低い比率を占めているに過ぎない、という点も注目される。これらアイヌ語の抱合の諸タイプの分布比率がどのような言語的制約に基づくものなのかは極めて興味深い問題である。この点に関しては4節において詳しく論ずる。

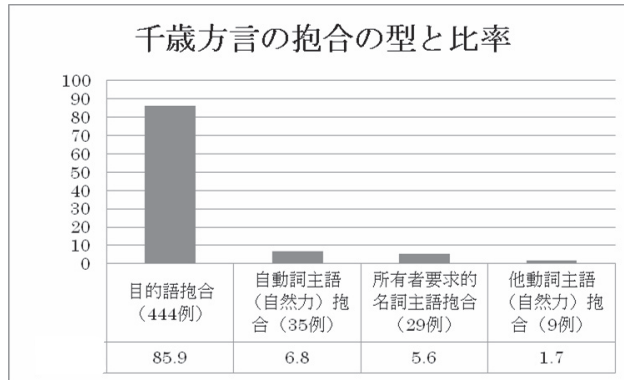


表 1

3. 2. 「目的語＋他動詞」型及び関連する諸問題

この型の抱合は Mithun (1984: 856) の「Type 1」型に当たるものである²⁴。今回分析対象としたデータには444例現れる²⁵。アイヌ語の抱合としては最も一般的な型と言える。それだけに細かく見ると多種多様なものが含まれており、いくつかの場合に分けて見ていく必要があると思われる。以下ではまず披抱合名詞の意味グループの観点からこの型を概観した後、注意すべき問題について述べる。

3. 2. 1. 披抱合名詞からみた「目的語＋他動詞」型の概略

ここではすべての例を挙げる紙幅がないので、代表的な例をいくつか挙げるにとどめるざるを得ない。あくまでも便宜的な分類に過ぎないが、被抱合名詞を意味によって分類し²⁶、比較的例が多

²⁴ Type 1 型は抱合によって動詞価が減少するものである。

²⁵ なお、この型の総数を444例としているが、kimesitturaynu、kopasirotappa、orupkorupus、ruessitturaynu、siyetokurarkuste、siyetokurarotte、tekutometa、ukopasirota、uraressitturaynu の9語は、抱合によって形成された動詞がさらに名詞を抱合している例であり、そのため、一語ではあるが、抱合の例としては2例とカウントしている。

²⁶ この意味分類は服部(1964)に従ったものであるが、これは元々は基礎語彙の分類を意図したものであって、当然のことながら被抱合名詞の意味分類のためのものではない。被抱合名詞の意味的分類基準としてどのようなものが適切であるのかは、今後なお検討が必要である。

い意味グループからの例を以下にあげる²⁷。

被抱合名詞が「空間」を意味するもの：sir-epa「土地(sir)に到着する(epa)」、kim-oapkas「山(kim)を歩く(oapkas)」、soy-osma「外(soy)へ勢いよく入る(osma)=外へ飛び出す」。

被抱合名詞が「人体」を意味するもの²⁸：par-kotukka「口(par)をくつつける(kotukka)=口をつぐむ」、sik-erayke「目(sik)で殺す(erayke)=にらむ」、tek-sinire「手(tek)を休める(sinire)」。

被抱合名詞が「植物」を意味するもの：enumitanne-kar「エゾノウグイスカグラの果実(enumitanne)を採る(kar)」、ni-tuye「木(ni)を切る(tuye)」、turep-ta「オオウバユリ(turep)を掘る(ta)=オオウバユリを採る」、cini-ne「枯れ木(cini)になる(ne)=枯死する」。

被抱合名詞が「道具」を意味するもの：kem-eyki「針(kem)で仕事をする(eyki)=針仕事をする」、kuwa-kor「杖(kuwa)を持つ(kor)=杖をつく」、ya-ari「網(ya)を置く(ari)=網を仕掛ける」。

被抱合名詞が「住、火」を意味するもの：ape-ari「火(ape)を置く(ari)=火を焚く」、cise-kar「家(cise)-を作る(kar)=家を建てる」、kuma-kar「物干し竿(kuma)を作る(kar)」。

既に述べたように、「目的語＋他動詞」型は出現率の高さからアイヌ語の抱合の中心をなすものと言えるが、なかでも「空間」、「人体」、「植物」のような意味カテゴリーの名詞の抱合が広く見られる点に注意される。この点については4節で再度触れる。

²⁷ すべての内訳を示せば以下のようである。空間（111例）、人体（74例）、植物（47例）、道具（28例）、住、火（23例）、言語、伝達（18例）、人間関係（17例）、食（16例）、動物（15例）、信仰、儀式（13例）、移動、交通（13例）、地文（13例）、社会（12例）、知識、精神活動（10例）、天文、自然現象（8例）、衣（5例）、生死、健康、病気（5例）、形（4例）、授受（3例）、人間（2例）、仕事（2例）、物に関する行動（1例）、遊び、芸能（1例）、色、音、匂い（1例）、鉱物（1例）、代名詞、指示詞など（1例）。なお、「人に対する行動」、「存在、変化、異同」、「能力、行為」、「時間」、「数量」、「価値、性質」、「程度、方法」、「助詞など」、「間投詞、挨拶のことばなど」に属するものの例はこれまでのところ得られていない。限られた資料に基づくものではあるが、空間、人体、植物に属する名詞の抱合例が多くみられる点に注意される。この問題は言語、文化両面からのさらなる考察が必要と思われるが、ここでは深入りすることは避け、今後の課題とするにとどめたい。

²⁸ 「人体」を意味する名詞のように所有者を必然的に含意するような名詞に関しては問題がある。「目的語＋他動詞」型の場合、目的語が抱合されると動詞の取り得る項数が減少するので、この場合「人体」名詞が所有者を目的語に昇格させて項として取っているのではないことは明らかである。従って、特定の所有者を含意しない、総称的な意味の名詞として用いられていると解釈することになる。別な解釈としては、言語形式によって明示されているわけではないが、主語と同一の再帰的な所有者を含意していると考えられることも可能であろう。4.3で述べるように、再帰的な解釈は特定性の制約を回避できるのでより一般性の高い解釈と思われるがどちらの解釈がアイヌ語の構造からみて適切であるかはなお検討を要すると思われる。また、「人体」名詞はyay-「自分」、u-「互い」のような派生接頭辞に限られてはいるが、抱合に際して所有者を明示し、それを目的語に昇格させて動詞の項とする用法を持つ。従って、「人体名詞＋他動詞」という同一の構造が、ある場合は自動詞となり、ある場合には（派生接辞に限ってはあながち）、所有者を目的語として取る他動詞として機能できるといことになる。形の上では同形のため区別が難しいが、本稿では両者は基本的には別種の構造であるとする立場を取る。所有者を意味する派生接辞が接合せずに自動詞として機能するものは一般的な「目的語＋他動詞」型と同じであるとする。所有者を意味する派生接辞が接合して他動詞として機能する場合は、被抱合名詞は「所有者要求的名詞目的語」という別の機能を有する形式となっていると考える。

3. 2. 2. 所有者的派生接頭辞を含むものについて

これらは抱合された目的語名詞の前に派生接辞 (i- 「(不定の) 人、物を」、si- 「自分を」、u- 「互いを」、yay- 「自分を」) が接合したものであるので、「所有者的派生接頭辞+所有者要求的名詞目的語+他動詞」型と呼ぶことができる。Mithun (1984: 856) の抱合の分類では「Type II」型に相当するものである²⁹。調査した資料には65例現れる。例： i-ka-opas 「人の(i-) 上(ka)へ走る(opas) = (不定の) 人を救う」、si-kes-anpare 「自分の(si-) 端(kes)-持たせる(anpare) = ～に自分を追わせる」、u-par-oyki 「互いの(u-) 口(par) に物をする(oyki) = 互いに養いあう」、yay-par-oyki 「自分の(yay-) 口(par) に物をする(oyki) = 自分の口を糊する」。

この型は理論的な観点からは問題を含んでいる。本稿で扱う中心的な問題からはやや離れるが、以下の議論を円滑に進めるため、あらかじめここで説明して置くことにする。この種の構造において第一に問題となるのは、派生接辞の構造上の位置付けである。可能性としては以下の二つの可能性がある。どちらが妥当な構造であろうか。



千歳方言においては、i-、si-、u-、yay- は2. 2. 3節でも既に触れたように基本的には動詞に接合して目的格的に機能する名詞的派生接辞である。例： i-ruska 「不定のものに・腹を立てる (=怒る)」、si-kasuyre 「自分を・手伝わせる (=手伝ってもらう)」、u-nukar 「互いを・見る (=会う)」、yay-kar 「自分を・作る (=化ける)」。従って、yay-par-oyki のような形式においても、yay- は par 「口」という名詞に直接接合していると考えるべきでなく、par-oyki という動詞的形式全体に接合しているとするべきである³⁰。また、抱合と動詞が取り得る名詞項の数、という観点からこの種の形式を見ると、「昇格 promotion」というプロセスを仮定する必要がある点も注意される。すなわち、oyki 「～について仕事をする」という他動詞が par 「口」という名詞を抱合すると、抱合の一般的な性質に従って、動詞の取り得る名詞項の数が一つ減って、自動詞になるはずであるが、実際には par-oyki は他動詞のままであり、接辞ではあるけれども名詞的に機能する yay- 「自分を」という名詞項を取ることができる。これがなぜ可能であるのかは、抱合されて取り得る名詞項の数が

²⁹ Type II 型は動詞価の減少を引き起こさず昇格を伴うものである。

³⁰ 田村(1988: 67)は u-utari 「親戚どうし」、u-anun 「他人どうし」、u-tusmat 「妾本妻どうし」のように名詞に u- 「互い」が接合して派生された名詞を挙げている。しかしながら、千歳方言においては名詞に i- 「もの」、u- 「互い」、yay- 「自分」、si- 「自分」のような接辞が接合して名詞を派生した例は皆無ではないにしても (例: i-ruwe 「その・足跡 (=クマの足跡)」)、決して一般的とは思えないと思われる。ちなみに、千歳方言においては (おそらく他の方言においても)、派生接辞でなく、目的格人称接辞が所有者を表示する名詞句ならば存在する。ただし、このような名詞句は、かなり限定された動詞の目的語としてのみ現れ、慣用化の程度が高い。この点に関しては次節の「第三類動詞」に関する議論を参照されたい。

一つ減っても、par「口」が、この場合には所有者を取る「所有者要求的名詞」として機能しているとみることによって説明できる³¹。それ自身が所有者を一つ必要とする名詞であるために所有者が「昇格 promotion」を起こして、動詞全体の目的語となる。そのために、抱合が起こっても結果的に取り得る名詞項の数が変わらないのだ、と説明することができる。以上を総合すると、yay-par-oyki の構造は、上図 b. であって、a. ではない、ということになる。しかしながら、この分析は、yay- の分布上の特徴を説明することはできても、要素間の意味的な関係を適切に反映していない、という問題を含んでいる。すなわち、yay-par-oyki において、yay-「自分」は文法的には直接 par「口」と統合してはいないけれども、意味的には yay-「自分」は明らかに par「口」の所有者である。この事実を適切にとらえているのは、上図 b. ではなく、むしろ上図 a. である。結論的に言えば、本稿では、アイヌ語の yay-par-oyki のような構造は、文法的階層構造と意味的階層構造とが一致していない構造であると考ええる。文法的レベルにおいては yay-「自分を」は動詞の目的語であるが、意味的レベルにおいては par「口」の所有者として機能し、両者は必ずしも一致しない、と考えるのである³²。以下では、煩雑さを避けるためにいちいち断ることはしないが、文法的なレベルでの説明においては、例えば yay- を「自分を」のように訳し、意味的なレベルでの説明においては「自分の」のように訳し、場合に応じて両方の訳を併用することにする。

3. 2. 3. 「第三類動詞」について

抱合そのものとは異なる構造であるが、以下のアイヌ語の抱合の議論において重要な意味を持つ「第三類動詞」についてここで説明しておくことにする。

この構造の理解が直接関係してくるのは前節で説明した「所有者の派生接頭辞＋所有者要求的名詞目的語＋他動詞」型の抱合である。この型の抱合においては、所有者が i-「(不定の) 人、物を」、si-「自分を」、u-「互いを」、yay-「自分を」のような名詞的派生接頭辞で示される。すなわち、「所有者要求的名詞目的語＋他動詞」は、「所有者の派生接頭辞」を目的語として取る他動詞として機能していると言える。このことから当然起こって来る疑問は、「所有者要求的名詞目的語＋他動詞」は全体として他動詞として機能しているのであるから、通常の他の他動詞と同様、目的格人称接辞を取って他動詞として機能することができるのではないか、というものであろう。しかしながら、既に佐藤(2001: 68-69)が述べているように、千歳方言においては「所有者要求的名詞目的語＋他動詞」型抱合の例で、目的格人称接辞を取って活用する確実な事例は知られていない。例えば、

³¹ この場合の par「～の口」という形式は par「口というもの」(概念形)と同形であるけれども、yay- という所有者を項として取っているのが、概念形とは別の形式と考え、ここではこれを「所有者要求的名詞」と呼んでいる。結局のところ、「所有者要求的名詞」には「所屬形」と同一の場合と、「概念形」と同一の形を取る場合の二つの場合があることになる。なお、3. 4も参照のこと。

³² 近年の形態論に関する議論において bracketing paradox と呼ばれている現象の一種と考えられる(Booji 2005: 212)。なお、di Sciullo and Williams (1987: 90)は coanalysis という概念を用いてこのようなレベル間の不一致を処理しているが、本稿における考え方も基本的には同様なものであると言える。なお、この種の構造は形態と意味の不一致を含み相対的に有標性が高いと考えられるが、抱合の下位類の特徴であり、中心的議論からは若干はずれるので全体の分析には今回は反映させていない。今後の課題としたい。

yay-par-oyki「自分の(yay-)口(par)を世話する(oyki)＝独力で生活する」という形式は存在するけれども、通常他動詞に接合する a-「人が(不定人称)」、i-「私を(雅語一人称目的格)」という人称接辞を取った *a-i-par-oyki「人が(a-)私の(i-)口(par)を世話する(oyki)＝私は養われる」のような抱合の形式は見られない³³。実際には i-par a-oyki「私の(i-)口(par)・人が(a-)世話する(oyki)」のような目的語と動詞が分離して二語として起こる形式しか見られないのである。このように派生接辞を取る場合は名詞を抱合して一語となるのに、目的格人称接辞を取る場合は名詞を抱合できない動詞的形式は、アイヌ語学においては「第三類動詞」(金田一 1936[1993]: 127、知里 1936[1974]: 84)、「一語のようにはたらく動詞句」(田村 1988: 20-21)、「連動詞」(中川1995: 7)のような名称で呼ばれる。結局のところ、予想される「所有者要求的名詞目的語＋他動詞」型の抱合は、目的語に相当するものが「所有者の派生接頭辞」の場合に例外的に認められるのみで通常は不可能なのであり、いわば語形成上の「あきま」になっているといえることができる。さらに、その「あきま」は抱合ではない「第三類動詞」という特別な形式と相補的な関係にある、ということになる³⁴。アイヌ語において、なぜこのような抱合の型の「あきま」があるのか、という問題は、後に4.2節において詳しく論ずる。

3.2.4. 「補語抱合」について

アイヌ語の動詞類には、コピュラに相当する ne「～である、～になる」という動詞がある。この動詞には他動詞の主格人称接辞と同じものが接合して語形変化を行うので、アイヌ語においては他動詞の一種と考えられる³⁵。従って、コピュラに名詞が抱合されて一つの動詞となっている事例を「目的語＋他動詞」型抱合の一種と考えることはそれほど不当なことではないと言える。もっとも、コピュラの客語となる要素は一般には「補語」と呼ぶべきものであって、通常目的語とは異なる扱いをされるのが普通であり、抱合の分類の際にも「目的語抱合」とは別の、「補語抱合」という独立のカテゴリーを立てる可能性も当然考えられる。今回調査した資料中において補語抱合と見られる例は22例ある。例えば以下のようなものである。

例: ko-ne「粉(ko)である(ne)＝粉々である」、rin-ne「波(rir)である(ne)＝波立つ」、i-hok-ne「人の(i-)夫(hok)である(ne)＝人の夫である」、u-irwak-ne「互いの(u-)いここ(irwak)である(ne)＝

³³ アイヌ語では日常の言語(口語)と口承文芸の言語(雅語)とでは人称接辞の形式が異なる。この場合の i- は雅語一人称目的格接辞である。本来ならば口語からの例を用いるべきであるが、適切な例が見当たらず、やむを得ず雅語の例を用いた。従って、この場合の i- は「(不定の)人」を意味する派生接辞と同形であるが、それとは別の形式である。

³⁴ 目的語が動詞の外側に置かれ、抱合ではなく句とみなされるとはいえ、第三類動詞の特殊性は音声、文法、意味の各面に見られる。音声面では目的語と動詞との間に副詞要素が入りにくく、結合が堅いと見られること、文法的には所有者が常に目的格人称接辞で表示され、この点で、第三類動詞に現れる名詞は、常に目的格人称接辞を取って語形変化する位置名詞に類似した特徴を示すこと、意味的には不透明性が高い(構成要素から全体の意味を予測することが困難である)ことなどが挙げられる。ここでは句として扱うがその位置付けにはなお問題が残っている。

³⁵ ne「～である、～になる」は主語と補語の二項を取る一種の他動詞と考えられる(田村 1996: 407)が、通常の他の他動詞と異なり、目的格人称接辞を取らないという点で特異である(福田 1956: 50)。

いとこ同士である」。

しかしながら、3. 1の図1で明らかなように、ここでは「補語抱合」という独立のカテゴリーを立てることはしなかった。その理由は主に型の設定の基準と目的に基づくものである。すなわち、図1で立てた抱合の諸型は、「主語」抱合なのか「目的語」抱合なのか、という披抱合名詞の文法的機能に主として依拠したものであった。これに対し、「補語抱合」はコピュラ動詞 *ne* を含むという基準で設定されるものであり、そもそも型の設定の基準が異なる。従って「補語抱合」を独立の型として立てること自体は不可能ではないにしても、基準が異なる他の型と対等な関係で比較することは適当でない可能性がある。結局のところ、アイヌ語の抱合においてそれぞれの型がどのような位置付けにあるのかを明らかにする、という本稿の主目的とは相入れないものである。従って、本稿においてはこれらの事例を「目的語抱合」の一種として扱い、「補語抱合」という独立の型を立てないことにする³⁶。

3. 2. 5. 「存在他動詞(*o*, *us*, *un* など)」を含むものについて

アイヌ語には、*o*, *us*, *un* のような、いずれも「～にある」と解釈できるような意味を表す一群の動詞がある³⁷。これらの動詞は、「ある」という存在の意味を表すが、それと同時に、存在場所に相当する名詞を目的語として要求する他動詞である、という点に大きな特色がある。ここではこれらを仮に「存在他動詞」と呼んでおく。今回分析した資料中にも、これらの「存在他動詞」に名詞が抱合された事例が見られる。*hup-o*「できもの(*hup*)が～にある(*o*)」、*pir-o*「傷(*pir*)が～にある(*o*)」、*epuy-un*「実(*epuy*)が～にある(*un*)」、*rup-us*「氷(*rup*)が～にある(*us*)」、*pop-us*「肉刺(*pop*)が～にある(*us*)」の5例である³⁸。一見したところ、これらは「主語＋他動詞」型抱合のパターンを示している。しかしながら、3. 5で述べるように、他の典型的な「主語＋他動詞」型抱合の「主語」は *me*「寒さ」、*koy*「波」のような「自然力(*natural force*)」に類するものに限定されている。これに対して、例から明らかなように、存在他動詞に抱合される名詞はこれらの「自然力」とは幾分性質を異にするものである。また、アイヌ語の抱合の中では明らかに稀少な部類に属する「他動詞主語抱合」(全部で9例のみ)が「存在他動詞」に限って比較的容易に見出される(5例)ことも、これらを単純に「他動詞主語抱合」と呼ぶことをためらわせるものである。研究者間でコンセンサスが

³⁶ なお、「補語抱合」の22例という数を多いとみるか少ないとみるかは微妙な問題である。一つの動詞の抱合の事例として考えれば一概に少ないとも言えないが、コピュラ動詞 *ne* が極めて基礎的な出現頻度の高い重要な動詞である、という点から考えれば 予想外に少ないとも言え、問題を残している。今後の検討課題とせざるを得ないが、一つだけ述べるとすれば、「補語」は通常の目的語とは性質が異なる可能性がある、という視点はやはり重要であろう。補語は原理的に主語との強い同一性や類同性という特徴を持つと考えられる。4. 1で述べるように、主語が抱合されにくいとすれば、主語と強い関連性を示す補語も抱合されにくい、という推測は必ずしも根拠のないことではないと思われる。ちなみに、仮に「補語抱合」の例を目的語抱合から除外したとしても目的語抱合が圧倒的多数を占めるという状況にはそれほど変化はないと思われる。

³⁷ これらの形式の相互の意味の違いは未解決の点が少なくなく検討が必要であるが、便宜的に「存在他動詞」として一括して扱うことにする。

³⁸ この他に *orupkorupus*「陰茎が氷で凍る」という例が1例あるが、*rupus*「凍る」という部分は共通であるので便宜上あらためて挙げることはしなかった。

得られているとは到底言えない状況ではあるが、ここでは議論を進めるため、便宜上これらの例を「目的語＋他動詞」型抱合の下位類と考えることにする。すなわち、o、us、un のような「存在他動詞」は、存在の意味を表す場合もあるが、それとは別に「所有」の意味を表すことも可能である、と考えるのである³⁹。これらを一種の所有動詞と考えれば、hup-o、pir-o、epuy-un、rup-us、pop-us はそれぞれ「腫れもの(hup)・を持つ(o)」、「傷(pir)・を持つ(o)」、「実(epuy)・を持つ(un)」、rup-us「氷(rup)・を持つ(us)」、「肉刺(pop)・を持つ(us)」となって、通常の「目的語＋他動詞」型抱合の一種とみることができる。

3. 3. 「主語（自然力）＋自動詞」型

このタイプに属する例は、今回使用したデータには35例現れる。Mithun (1984: 856)の分類では「Type I」型に相当する。35例中、34例は sir「土地、山、天気、季節、距離、面積、景色、周囲の状況」⁴⁰ という名詞が抱合された例である⁴¹。残りの一つは me-「寒さ」が抱合された例である⁴²。これらはいずれも広義の自然現象を意味する動詞である点が共通している。例： sir-pirka「天気(sir)が良い(pirka)」、me-an「寒さ(me)がある(an)=寒い」。

³⁹ 例えば、o「～にある、～の中に入る」は、i-「ものを」という派生接辞を取って iyo (y は挿入子音)「ものを入れている」のような動詞を作ることができる。この場合、主語は「袋」のような容器であって、「(容器が)ものを中に入れている」のような意味を表す。このような例は、o が「～にある」という存在の用法のみならず、「～を(内部に)持つ」という所有の用法を持っていることを示すものと言える。もっとも他の「存在他動詞」のすべてに対してこのような証拠を挙げることは必ずしも容易でなく、問題が残っている。

⁴⁰ sir の意味は多様であり、たとえば田村(1996: 645)では「地、山、島、そのあたり、様子、見える有様」、中川(1995: 222)では「あたり、天気、様子、地面、大地、山。視覚的にとらえられたものを漠然と指す」のように多くの訳語が挙げられている。起源的には別々の語であった可能性もあるが、ここでは仮に同一の語として扱い、場合に応じて適切と思われる訳語を与えておくことにする。

⁴¹ hum-as「音が・立つ(=感じがする、雰囲気がある)」、haw-as「話が・立つ(=一般に言われる、人が言う)」は、humas、hawas のように通常一続きに発音されることと、直訳と実際の意味を比べるとわかるように、意味的な慣用化の程度が高いことから、やはりこの型の抱合に属するものかもしれない。しかしながら、sir や me が自立語としては通常用いられない語幹であるのに対し、hum「音」、haw「声」は自立語としても用いられる形式であるために一語(抱合)かどうかの客観的判断が相対的に困難であり、問題を残している。ただし、仮に hum-as、haw-as のような形式を「主語抱合」の例として追加したとしても、主語抱合の例が抱合全体からみるとかなり少ない、という傾向は依然否定できないであろう。

⁴² sir、me は、自立的な名詞に後続して名詞句を形成する副助詞(ka「も」など)の後続した例が、筆者のデータにはこれまでのところないことから、自立性が相対的に低い語幹と考えられ、この点で sir、me を含む形式は典型的な抱合の定義からは多少外れる特徴を持つ。ここでは抱合される語幹の定義を若干広くとらえてこのような若干自立性の低い語幹の合成も抱合の中に入れて考えることにする。以下に sir を含む抱合の例をいくつかあげる(me と自動詞の抱合の例は me-an しか見出されていない)。sir-simoye「土地が・揺れる」、sir-okuwas「山が・険しい」、sit-cuk(< sir-cuk)「季節が・秋になる」、sit-tuyma(< sir-tuyma)「距離が・遠い」、sir-sep「面積が・広い」、sir-peker「景色が・明るくなる(=夜が明ける)」、sir-senasenak「周囲の状況が・うるさい」。なお、ここでは、抱合される名詞語幹の意味役割に対してフィルモア(1975: 246)の「自然力」という用語を借用したが、「力」という訳語は動作主的な機能を連想させるので、この場合にはあまり適切ではない面がある。このように問題はあがあるが、「漠然としていて、対象をはっきりとは定めがたい自然現象一般」を指す、簡便な名称としてここでは仮に「自然力」という用語を用いることにする。

この型の抱合がアイヌ語の抱合全体からみると極めて少ない、ということは既に3. 1で述べた。この型の例が少ないのはなぜか、また、数が限られているとはいえ、なぜ自然力の抱合に限って許容されるのかはアイヌ語の抱合の一般的な特徴付けを行う上で非常に重要な問題である。この点については4. 1で詳しく検討する。

3. 4. 「所有者要求的名詞主語＋自動詞」型

名詞が自動詞に抱合されても名詞の所有者が主語に昇格し、動詞のとり得る名詞項の数が結果的に減少しないような抱合の型がある。Mithun (1984: 856)の分類では「Type II」型に属するものである⁴³。この場合、被抱合名詞は、単に所有者を暗黙のうちに含意するのではなくて、所有者に対する明確な言語的表示を必要とする名詞として機能している。このような名詞を「所有者要求的名詞」と呼ぶことについては既に3. 2. 2で触れた。これまでのところ、この型に属する抱合の例は29例である。ram「心」、tek「手」のような、所有者と「譲渡不能 inalienable」な意味的關係にあるような名詞が自動詞に抱合される。その際、名詞は形態的には ram-u、tek-e のような「所属形」を取る⁴⁴。結果として生じた動詞は自動詞となる。

例： teke-pase「手（所属形）(teke)が重い(pase)＝年を取って手が不自由になる」、ram-u-tuy「心（所属形）(ramu)が切れる(tuy)＝驚く」。

なお、「所有者要求的名詞主語＋自動詞」という基本形に、さらに「充当接頭辞」と呼ばれる e-「～について」、ko-「～で、～に対して」のような接辞が付加された「充当接頭辞＋所有者要求的名詞主語＋自動詞」の例もある（総数のうち15例）。この場合、充当接頭辞によって目的語を取ることができるようになるため、結果として生じた動詞は他動詞となる。例： e-ram-u-tuy「～について(e-)心（所属形）(ramu)が切れる(tuy)＝～に驚く」、ko-sanpe-wen「～で(ko)心臓（所属形）(sanpe)が悪い「～で胸が悪くなる」」。

⁴³ Type II型はやはり抱合による動詞価の減少を引き起こさないものである。

⁴⁴ 厳密には、アイヌ語の文法では、「所属形」という用語は普通名詞ならば所有者を指示する主格人称接辞が接合する形式、位置名詞ならば所有者（というよりもむしろ位置の基準点となる対象）を指示する目的格人称接辞が接合する形式を指すのが一般的である。従って抱合において現れる形式を「所属形」と呼ぶのは不当なのであるが、所属形と同形であるので、仮にここでも「所属形」という用語を用いることにする。なお、この型をわかりやすい「所属形＋自動詞」という名称で呼ばなかったのは、所有者の目的語への昇格が起きる「所有者の接頭辞＋所有者要求的名詞目的語＋他動詞」型との平行性を強調したかったからである。「所有者接頭辞＋所有者要求的名詞目的語＋他動詞」型の場合、被抱合名詞は通常は所属形と同一の形を取らないので、「所属形」という用語を用いることができず、そうなるといずれも所有者を要求するという共通性がばやけてしまう。そのため、ここでは「所属形」の代わりに「所有者要求的名詞」という用語をあえて用いているということを了とされたい。これを要するに、「所有者要求的名詞」には「所属形」と同一の形と「概念形」と同一の形の二種があり、自動詞に抱合された場合には「所属形」と同一の形を取り、他動詞に抱合された場合には「概念形」と同一の形を取る、ということになる。しかし、なぜそうなのかは未解決の問題である。今後の課題としたい。

3. 1で述べたように、この型の抱合が、「主語（自然力）＋自動詞」型と同様、抱合全体の中ではそれほど一般的とは言えない、という点は注目に値する。自然力の場合は、披抱合名詞が *sir* 「漠然とした周囲の状況」、*me* 「寒さ」という二つの形式に事実上限定されているので、結果として生ずる動詞の数もある程度限定されることは十分予想されることである。これに対し、「所有者要求的名詞」は主に身体部位名詞に限定されるとはいえ、自然力に比べれば可能な組み合わせははるかに多いと思われる。にもかかわらず実際にはそれほど例が多いとは言えないのはなぜか、問題があると言えよう⁴⁵。この点については4. 3で再度検討する。

3. 5. 「主語（自然力）＋他動詞」型

この型に属する例は9例である。Mithun (1984: 856)の分類では「Type I」型に相当する⁴⁶。抱合全体からすれば極めて稀な型と言える⁴⁷。3. 2の自動詞主語の抱合の場合と同様、他動詞に抱合される主語名詞はすべて広義の自然力を意味するものである⁴⁸。例：*koy-yanke* 「波(*koy*)が上げる(*yanke*)=～が波によって岸に上がる)」、*me-rayke* 「寒さ(*me*)が殺す(*rayke*)= (人が) 寒い」、*kamuy-panakte* 「神(*kamuy*)が罰する(*panakte*)=罰があたる」。

なお、2. 2. 5で既に述べたように、抱合を含まない句の場合には目的格で表示された受動者(*patient*)は、他動詞主語抱合が起ると主格に昇格する。例：*kamuy en-panakte* 「神が(*kamuy*)私を(*en-*)罰する(*panakte*)」(句の例)、*ku-kamuy-panaklte* 「神が(*kamuy*)私を(*ku-*)罰する(*panakte*)」(抱合の例)。

この型の事例が少ないのは「主語（自然力）＋自動詞」型の場合と同様、披抱合名詞が自然力に限定されていることからある程度予測できる。しかし、なぜこれほど他動詞の場合に出現が制約されるのか、また、厳しく制約されているにもかかわらず、少ないとはいえ、なぜ一部の例外が許されるのかは問題であろう。この点については次節で触れる。

⁴⁵ この問題の存在は佐藤(2008: 226)で既に指摘されている。

⁴⁶ この型は昇格を伴うが動詞価の減少を引き起こすので Type 1 型と考えられる。

⁴⁷ 自動詞主語抱合の「自然力」と全く同等に扱ってよいか厳密には疑問もあるがここでは仮に一括して扱う。他に *rir-yanke* 「波が上げる」、*nis-reyere* 「雲が這わせる」、*koy-momka* 「波が流す」、*nisruture* 「雲が動かす」、*reraparu* 「風が飛ばす」、*sukuscire* 「日光が焼く」のような例がある。なお、問題のある事例として、*sir-ko-hutne* 「場所が狭い」のような例がある。適切な文例がなく確実なことが言えないため、集計からは除外してあるが、恐らくこの動詞は有生物を主語に取って、「～が狭苦しく感じる」という意味を表すものと思われる。もともと「場所(*sir*)」が・～について(*ko-*)狭い(*hutne*)という構造であって、主語 *sir* が抱合されたため、*ko-*の目的語である有生物が主語に昇格するタイプの動詞ではないかと考えられる。もしそうだとすれば、この動詞もやはり「他動詞主語」の抱合の例と言える可能性がある。

⁴⁸ 例における *kamuy* 「神」は自然力というカテゴリーからやや逸脱しているようにみえるが、この場合はやはり「目に見えない不思議な力」、「恐るべき力」のような自然力の一種と考えることが可能であろう。

4. アイヌ語の抱合をめぐる諸問題

4. 1. 分布上の偏りと主語抱合の制約

佐藤(2008: 225-226)は、「主語名詞＋自動詞」型、「主語名詞＋他動詞」型における披抱合名詞の主語名詞が自然力に限られること、「所属形主語名詞＋自動詞」型における披抱合名詞は事実上、身体部位名詞に限られることを指摘し、自然力や身体部位名詞は典型的な「動作主」とは言えない、と述べている。また、「目的語＋他動詞」型抱合においては当然、動作主性は問題とならないので、結局のところ「動作主性の低さ」は、アイヌ語の抱合全体を特徴付ける条件の一つと言えるのではないか、という趣旨の主張を行っている。実際に見られる抱合の事例に関して言うならば、佐藤の指摘は一見、事実と適合しているように見える。また、いくつかの理論的研究においても、「目的語抱合」と「主語抱合」という性質が大きく異なると考えられる抱合を統一的に説明するために、「動作主性の低さ」に関わる特徴がしばしば利用される。例えば、Baker(1988: 88)は、目的語抱合と自動詞主語抱合とを統一的に説明するために、主語抱合が成立するのは動詞が非対格自動詞の場合に限られる、という仮説を述べている(すなわち、Perlmutter (1978)の言う「非対格自動詞(unaccusative verb)」の「主語」は深層では目的語で、動作主性を持たず、事実上目的語抱合と同列に扱えるので、「主語抱合」は理論的には深いレベルにおいては不必要となる)。従って、佐藤の提案は一般理論の観点からも支持されるようにみえる。しかしながら、佐藤の立てた「動作主性の低さ」という条件には、アイヌ語の抱合全体を特徴付ける性質としては実は重大な問題点がある。

アイヌ語の抱合を特徴付ける性質として「動作主性の低さ」が不十分なものであることは、もう一つの重要な性質である「特定性の低さ」と比較してみることによって明確となる。すなわち、披抱合名詞の「特定性の低さ」は、アイヌ語の抱合全体に見られる特徴であるが、この特徴に対する組織的な例外というものは後に述べる「再帰解釈」に関わる事例を除けばこれまでのところ知られていない。勿論、特定性が低ければ自動的に名詞が動詞に抱合されるというわけではなく、抱合を含む動詞全体が、アイヌ語においてわざわざ一語で表現することが妥当であるような、語の「名付け機能」を満足させるような意味を持っていなければいけないわけだが、そのような条件を満たすかどうかは、言語内的な条件だけでなく、言語外的な条件も関与するので、少なからず偶然的な要因に支配されていると考えなければならない。同じく特定性が低い名詞であっても、一方は動詞に抱合されるが、他方は通常は抱合されない、ということがあり得るのである。例えば、tek-sinire「手・休ませる(＝手を休める)」という抱合の例はあるが、*kema-sinire「足・休ませる」という例はこれまでのところ得られていない。注意すべきは、アイヌ語において、*kema-sinire という抱合が絶対に不可能なわけではなく、このような語彙の欠損は多分に偶然的なものだと考えられる、という点である。必要が生じた場合、あるいは特殊な場面下で、この種の実例が生じる可能性は十分あると考えられる(例えば、足を主に使用して作業する職業などに関して)。これに対して、「動作主性の低さ」に対する例外は、極めて組織的、絶対的なもので、単なる偶然によるものとは考えにくい、という点が注意される。まず、動詞の意味との関係において、「動作主性の低さ」を満足

させるような事例は無数に考えることができる。例えば、アイヌ語において非対格自動詞と考えられる動詞には *kay* 「折れる」、*tuy* 「切れる」、*yak* 「潰れる」、*rewke* 「曲がる」、*yaske* 「破れる」、*perke* 「割れる」、*sat* 「乾く」、*teyne* 「濡れる」、*kunne* 「暗くなる」などがあり、これらの主語は当然、いずれも動作主性が低いと考えられるものである。例えば、*kay* 「折れる」の場合、*pisaknit kay* 「柄杓の柄が折れる」、*muninni kay* 「腐れ木が折れる」のように用いられるが、これらの例における主語の *pisaknit* 「柄杓の柄」、*muninni* 「腐れ木」は明らかに「動作主性が低い」名詞である。しかしながら、**pisaknit-kay*、**muninni-kay* のような主語抱合の明確な事例は見出されず、この点は他の非対格自動詞に関しても同様である。すなわち、非対格自動詞であっても、抱合が見られるのは、既に見たように、主語が「自然力」の場合か、「身体部位」の場合かに、事実上限定されているのである。このような状況は、言語外的要因によって偶然に生じた散発的な現象とは考えにくく、「特定性の低さ」の条件を満たしていても言語外的な事情によっては抱合されないこともある、という趣旨の例外的事例とは性質が異なっていると言わなければならない。すなわち、「動作主性の低さ」にはアイヌ語の抱合の一般的特性としては不適切な例外が多くあることになる。また、数は非常に少ないとはいえ、他動詞主語抱合の例が存在することも、アイヌ語の主語抱合が「動作主性の低さ」という特徴だけでは十分な説明ができないことを示唆している。自動詞主語抱合ならばともかく、他動詞主語抱合を非対格性で説明することはやはり困難であろう。それでは、動作主性に代わる特徴とは何であろうか。

ここで重要になってくるのが、アイヌ語の抱合の諸型が示す全体的な傾向である。3.1で示した千歳方言における抱合の事例の分布表を見ると、目的語抱合と主語抱合が対等な関係にあるとは到底言えない状況であることは一見して明らかであろう。すなわち、目的語抱合が全体の8割以上を占めており、主語抱合は、絶対に不可能とまでは言えないけれども、極めて限られているのである。少数ながら例があるから「アイヌ語では主語抱合が可能である」と述べただけでは、アイヌ語の事実を正しく把握したことにはならないと思われる。実証的なデータに基づくならば、「アイヌ語においては主語抱合は原則不可能である」、と述べるほうがむしろ実態を正しく反映していると言うべきである。すなわち、本稿では「少数とはいえ実際に存在する主語抱合の事例は、極めて制約された、特別な条件下においてのみ例外的に許容されたものである」という立場を取る。

本来は禁止されるはずの主語抱合が可能となる条件は何かということは非常に大きな問題であってなお多くの理論的考察を必要とすると思われるが、ここでは Hopper and Thompson (1980: 280) の *backgrounding* (背景化) という概念を援用して説明を試みる。すなわち、Hopper and Thompson (ibid.) は、「話し手の目的に直接、決定的には寄与せず、単にそれを補助したり、敷衍したり、注釈を付けたりするだけであるような発話の部分は背景 (background) と呼ばれる」(佐藤訳) と述べている。Hopper and Thompson の所説は主として談話に関わる問題の分析に関して述べられたものであるが、抱合のような形態論的な現象の分析においても有効と思われる。

実際の主語抱合の事例を検討してみると、自動詞主語は通常は抱合されないが、主語が漠然とした周囲状況を意味する自然力である場合か、身体部位を意味する名詞の場合に限って抱合されるこ

とがわかる。また、他動詞主語の抱合も、やはり漠然とした周囲状況を意味する自然力であればごく稀にはあるが許される。抱合は自立的な要素を、語の非自立的な内部構成要素とするプロセスであるから、当該名詞の背景化に寄与するものと言える⁴⁹。自然力は、概略、漠然とした周囲状況を意味するものであるから、事象の背後にあるものとして背景化のプロセス（すなわち抱合）を受けやすいと考えられる。また、身体部位名詞の場合は、所有者の方が重要度が高いと考えられやすく、そのため、身体部位名詞は背景化を受けやすい（すなわち抱合されやすい）のだと考えられる。主語は発話における一般的重要性から考えて通常は背景化されにくい要素と考えられるが、主語であっても事象全体からみれば背景的な位置付けしか持たない場合は抱合されるのである。これが通常は不可能と考えられる主語抱合のうち、自然力と身体部位が例外的に許される理由であろう。しかし、ここで忘れてはならないのが主語抱合の抱合全体における位置付けである。許容されるとはいえ、主語抱合という重大なペナルティーを犯しているため、例数が極めて少ないのだと考えられる⁵⁰。なお、「目的語＋他動詞」型抱合の例が多いのは、主語に比べれば目的語は事象全体の中で行為と一体化して背景化を受けやすいと考えられることから自然に説明される。また、3. 2. 1で述べたように、アイヌ語の「目的語＋他動詞」型抱合において披抱合名詞が「場所」、「身体部位」、「植物」に偏っていることもここでの「背景化」という説明を支持するものではないかと考える。「場所」や「身体部位」は事象全体からみれば背景的要素であろう。また、「植物」は受動的に、専ら採集、利用の対象となるものであり、行為と一体化して事象全体の中で背景的要素として扱われやすい要素と言える。一言で言えば、抱合は背景化を受けやすい状況で起こるが、背景化の影響力は場合によっては通常は抱合されないはずの主語（ただし、背景化の必要度が高い自然力、身体部位に限る）にまで及ぶ場合がある、ということになるであろう。

4. 2. 抱合の型の「あきま」と特定性の制約

前節では「主語抱合の制約」がアイヌ語の抱合全体を特徴付ける極めて重要な条件の一つであることを述べた。ここでは2. 2. 4で既に触れた「特定性の制約」がアイヌ語の抱合を考える上では欠かすことのできないもう一つの重要な条件であることを、抱合の型の「あきま」と特定性の制約との関係を考察することによって明らかにしたい。

既に3. 2. 2で触れたように、「目的語＋他動詞」型には、「所有者の接辞＋所有者要求的名詞目的語＋他動詞」型という下位類がある。この場合、派生接辞は意味的には披抱合名詞の所有者を表している。例：yay-par-oyki「自分を(yay-)養う(paroyki)」。この例は、yay-「自分を」という接辞を目的語として取る paroyki「口について活動する（＝養う）」という他動詞的形式が存在すること

⁴⁹ この点は Mithun (1984: 862) も指摘しており、大きな示唆を受けたことを付記する。

⁵⁰ アイヌ語の主語抱合の制約は Baker (1988) の統語的な「主語抱合の制約」に関する仮説を強く支持するものである反面、背景化が必要な場合には例外的に主語抱合が認められることから、この場合には抱合は語形成独自の原理に従うと考えざるを得ず、問題を残している。「主語抱合の制約」が純粹に統語的な原理であるのか、実は「背景化」のようなさらに広範な認知的原理の一環であるのかは重要な問題ではあるが、ここではこれ以上立ち入らない。

を示しているが、この形式は通常他動詞とは異なる性質を持つ点が注意される。すなわち、通常他動詞は他動詞であるから当然、目的格人称接辞を取って目的格人称変化を行うが、*paroyki* は理論的には他動詞であるにもかかわらず *yay-paroyki* 「自分を養う」のように派生接辞を取ることはできるが、目的格人称接辞を取ることは決してない。既に見たように、目的格人称表示が現れる場合は、所有者を意味する目的格人称接辞の付いた名詞は動詞に抱合されることは許されず、動詞の外側に分離して現れる。*i-par a-oyki* 「人が(a-)私の(i-)口(par)を養う(oyki)=私は養われる」。予想される、*i-par* 「私の口」が *oyki* 「養う」に抱合されて一語となった、**a-i-paroyki* という形式にはならないのである⁵¹。既に3. 2. 3で述べたように、このような形式はアイヌ語学では「第三類動詞」その他の名称で呼ばれ、独立のカテゴリーをなすものと考えられてきた。なぜ派生接辞が所有者の場合は抱合が許され、人称接辞が所有者の場合は抱合が許されず、その代わりに「第三類動詞」のような特別な形式が現れるのだろうか。それは、まさしく、「特定性の制約」によって説明されると筆者は考える。アイヌ語の抱合においては、被抱合名詞は特定性の低い、総称的な意味を持つものでなければならない、と述べた。たとえば、総称的な、一般的な意味での *pet* 「川」は動詞に抱合可能であるが、同じく「川」でも、*Sikot-pet* 「シコツ川 (=千歳川)」のような、特定の河川名は指示対象が狭く限定されるので、抱合は原則不可能であった。これに対して、派生接辞 *i-* 「(不定のもの)の」、*si-* 「自分の」、*u-* 「互いの」、*yay-* 「自分の」によって所有者が示された名詞 (例えば *yay-par* 「自分の口」のような形式) が、所有者が限定されているにも関わらず動詞に抱合可能なのは、これらの派生接辞が意味する所有者の指示範囲が相対的に広く、その結果、特定性が低いとみなされるからだ、と考えられる。*i-* 「(不定のもの)の」は元来、不定的な意味であり、特定性は当然低い。また、*si-* 「自分の」、*u-* 「互いの」、*yay-* 「自分の」も、場合によって指示対象は一人称、二人称、三人称のいずれの意味にも解釈が可能であって、形式それ自身の指示範囲は相対的に広く、特定性が低い形式と考えられる (たとえば、*yay-paroyki* 「自分の口を養う」の *yay-* 「自分の」は、主語が一人称ならば一人称、二人称ならば二人称、三人称ならば三人称と解釈され、

⁵¹ 千歳方言に「所有者要求的名詞目的語+他動詞」型抱合の確実な事例は一般的にはないと言ってよいが、問題となる事例が全くないわけではない。例えば、*e-kas-nukar* 「～で・～の上(?)を見る (=～で～に恵みをもたらす)」という例がある。千歳方言においては *kas* という形式が *ka* 「上」の所属形として存在しているとは言えないので (千歳方言では *ka* の所属形は *kasi* が一般的)、完全な所有者要求的名詞目的語の抱合の例とは言えないものの、意味や形の上では簡単に無視することもできない例と言える。また、*tomotuye* 「横切る」は、*tom* 「真ん中」はこの場合、総称的な名詞として用いられていると解釈すれば、*tom-o-tuye* 「真ん中・で・切る」となり、所有者の目的語への昇格を伴う *tomo-tuye* 「～の真ん中・を切る」(「所有者要求的名詞目的語+他動詞」型抱合)とは必ずしも考えなくてもよいことになる。しかし、疑わしい例であることには変わらない。これらの事例をどう位置付けるかは難しい問題である。疑わしい例が一つでもあればその仮説は破られた、と考える立場からすれば、「所有者要求的名詞目的語+他動詞」型抱合が「あきま」である、という仮説は否定されたことになるが、本稿では体系的、構造的な観点を重視して、例外は皆無とは言えないものの「所有者要求的名詞目的語+他動詞」型抱合の事例が千歳方言においては極めて少ないという事実は単なる偶然として処理することのできないアイヌ語の重要な言語的傾向の一つであり、それに対してはなんらかの説明が必要である、とする立場を取る。なお、知里(1942[1973]: 496)は樺太方言では「第三類動詞」がなく、逆に「所有者要求的名詞目的語+他動詞」型抱合しかないという趣旨の記述があるが、例が挙げられておらず詳細は不明である。もし事実とすればアイヌ語の抱合の歴史的な発達を考える上で重要な事実であろう。今後の検討課題としたい。

その指示対象は場合によって変わり、特定の人称に限定されない。si-「自分の」、u-「互いの」についても同様である)。これに対して、動詞が目的格人称接辞を取り、それと同時にその目的格人称接辞が披抱合名詞の所有者を意味するような *a-i-par-oyki「人が私の口を養う」のような形式は起こらない。この節の始めて既に述べたように、人称接辞の付いた披抱合名詞がいわば語の外に「出された」i-par a-oyki という二語からなる一種の句の形式しか許されないのである。この理由は次のように説明される。同じく所有者を意味するものであっても、派生接辞の場合は指示対象が特定の人称に限定されなかったのに対し、人称接辞は当然のことながら特定の人称（この場合は一人称）を指示するものであって、指示範囲が一義的に限定される。指示範囲が限定されるということはすなわち「特定性が高い」ということになる。そのために人称接辞が接合した名詞が動詞に抱合されたままであることが不可能なのだ、と説明される。さらに言えば、その場合には人称接辞が接合した名詞は抱合されたままであることができず、動詞の外にいわば「押し出され」てしまう。これこそが「第三類動詞」を産み出す原因と考えられる。すなわち、「特定性の制約」は「所有者の派生接辞＋所有者要求的名詞目的語＋他動詞」型が可能なのに「所有者の目的格人称接辞＋所有者要求的名詞目的語＋他動詞」が不可能である、というアイヌ語の語形成上の重大な「あきま」を合理的に説明する極めて重要性の高い条件であるといえることができる⁵²。

4. 3. 特定性の制約における自他の「非対称性」

前節では「特定性の制約」がアイヌ語の抱合の体系を考える上で重要な特徴であることを、「派生的所有者接頭辞＋所有者要求的名詞目的語＋他動詞」型抱合と「第三類動詞」との交替現象を通して説明した。すなわち、所有者要求的名詞に所有者を意味する派生接辞が接合した場合は抱合可能であるが、所有者を意味する要素が人称接辞である場合は抱合が不可能なのは、人称接辞の意味の特定性によると説明された。しかしながら、ここで3. 1のアイヌ語の抱合の型の分布を再度確認すると、この説明には重大な問題があることがわかる。それは、「所有者要求的名詞主語＋自動詞」型抱合の存在である。所有者を意味する人称接辞が名詞を特定化するとすれば、既に2. 2. 5、3. 4で述べたように、名詞の所有者が主格に昇格するとはいえ、もともとは人称接辞によって所有者が指示されている「所有者要求的名詞主語」の抱合は「特定性の制約」の観点から言えば不可能な

⁵² この部分については本稿脱稿後、「理論の専門家」から手厳しい指摘を受けた。「派生接辞は指示能力を持たないのでこの議論はそもそも成り立たない」と言うのである。成り立たなくとも、この種の抱合が特定性の制約から解放されて抱合が可能になる、ということには変わりないので、結論に影響はないといえないのだが、この指摘はやはり独断的であると思う。ここで問題にしている意味の関係は、派生か否かに関係なく成立が可能であるものである。例えば、un-grammatical-ity という形式において文法的には grammatical に先に -ity が接合し、次に un- が接合すると考えるべき理由があるにもかかわらず、意味的には grammatical に un- が接合し、それに -ity が接合しているという異なる接合順序を考える必要があるわけだが、この場合にも un- は派生接辞であり、派生接辞は指示、限定機能を持たないからこの議論は成り立たない、というような議論にはならないだろう。この点からすれば、yay- が意味的には後続の名詞の所有者として働く、というここでの解釈はそれほど珍奇な議論とも思われないのだが、最新の理論(?)ではどうしてもそれを認めてはならない特段の理由でもあるのだろうか。

ずである。ところが実際には、例は相対的に少ないとは言え、この型の抱合は可能である。すなわち、他動詞の場合は人称接辞の接合した名詞は抱合不可能なのに対し、自動詞の場合は人称接辞の接合した名詞は抱合可能、という状況を示すのである。いずれの場合も昇格が関与しているので、昇格によって所有者が主語に昇格したため、披抱合名詞の特定化がキャンセルされる、という説明は不可能である。すなわち、自動詞か他動詞かで所有者が関与する抱合の可否が分かれるという、いわば自他の「非対称性」とも言うべき分布を示しているのである。なぜ自動詞か他動詞かで、特定性（この場合は所有者による意味の限定）への対応が分かれるのだろうか。可能性は二つしかない。一つは「特定性の高い名詞は抱合されない」という仮説自体が誤まっているか、少なくとも不十分であるというものである。もう一つは、「特定性の制約」そのものは基本的には有効だが、「所有者要求的名詞主語＋自動詞」型抱合においては、何らかの条件が潜在していて、それによってこの制約が破られているように見えるが、実はみかけ上の例外に過ぎず、真の例外ではない、という可能性である。佐藤(2001)は、この問題の存在を初めて指摘したものといえるが、そこでは問題点の指摘のみで明確な解答を示していない。そこで本稿ではこの未解決問題に対し、新たな解釈を提案する。結論的に言えば、本稿では上記の第二の立場、すなわち「特定性の制約」自体は有効で、「所有者要求的名詞主語＋自動詞」型抱合はみかけ上の例外である、という立場を取る。

「所有者要求的名詞主語＋自動詞」型抱合の問題を考える際、最も重要となるのは、「所有者の接頭辞＋所有者要求的名詞目的語＋他動詞」型抱合の事例である。このタイプにおいては、所有者が派生接頭辞によって指示されているが、それらの派生接辞の中に「再帰的」な意味を持つものがある点が注意される。すなわち、yay-par-oyki「自分の・口・養う」、si-kes-anpa-re「自分の・端・つかむ・させる（＝追掛けてもらう）」のような例である。これらの抱合の事例における披抱合名詞 par「口」、kes「端」は、誰のものでもよい、総称的な「口」や「端」という意味ではなくて、再帰接頭辞「自分」に所属する、主語と同一指示的な特定性の高い「口」や「端」であることは明らかであろう。にもかかわらず、これらの事例が可能なのは、再帰接頭辞による所有者の指示は、特定性は相対的に高いものの、人称表示に比べれば指示範囲が広いので、特定性の制約を回避できるからであることは既に指摘した(4.2参照)。ここで再度、「所有者要求的名詞主語＋自動詞」型について見てみると、所有者要求的名詞の所有者が特定性の高い人称接辞（主格人称接辞）と同一指示的である、という点は、派生接辞によって所有者が指示されている「所有者の接頭辞＋所有者要求的名詞目的語＋他動詞」型とは大きく異なり、「特定性の制約」に明らかに違反するものである。teke-pase「手・重い」を例にとれば、一人称単数主語の場合は「手」の所有者は当然、主語の一人称単数である。これに対し、主語が二人称単数の場合は、「手」の所有者は二人称単数、三人称単数なら三人称単数である。従って、特定性の高い人称接辞と同一指示的な所有者を持つと解釈される披抱合名詞は「特定性の制約」に違反し、このままでは文法的に不適格とされるはずである。しかし、実際にはそうではない。その理由は次のように説明される。特定性の高い人称接辞と同一指示的な所有者を有するものの、意味解釈上の問題に限って言えば、実は「所有者要求的名詞主語＋自動詞」型抱合は、「所有者の派生接頭辞＋所有者要求的名詞目的語＋他動詞」型のうち、再帰

接頭辞による所有者を含む場合と、基本的には共通する特徴を持っていることがわかる。なぜなら、他動詞が所有者要求的名詞目的語を抱合する場合と異なり、自動詞が所有者要求的名詞主語を抱合した場合は被抱合名詞の所有者は主語の人称と同一であるという可能性しかあり得ないからである(2. 2. 5)。これは、意味解釈の面からみれば、「所有者要求的名詞主語＋自動詞」型抱合においては、被抱合名詞は常に再帰的な意味解釈を与えられることを意味する(「私は(私の)手が重い」、「お前は(お前の)手が重い」、「彼iは(彼iの)手が重い」など)⁵³。再帰接頭辞が接合して意味的に限定された所有者要求的名詞目的語が、それにもかかわらず低い特定性しか示さず、従って抱合が可能であることは既に前節で述べた。明示的な再帰表示がない点は異なるが、「所有者要求的名詞主語＋自動詞」型抱合の場合も、被抱合名詞の所有者の指示範囲が再帰接頭辞が接合した場合と同様であることが意味解釈上保証されているので、本来は不適格性の高い構造ではあるが、例外的に抱合が許されるのだ、と考えられる⁵⁴。以上から、「特定性の制約」の例外である「所有者要求的名詞主語＋自動詞」型抱合も、「再帰の意味解釈」という補助的条件によって条件付けられていると説明することができる。すなわち、「特定性の制約」はやはりアイヌ語の抱合全体を特徴付ける重要な特徴の一つである、と言うことができるであろう。なお、注意されるのは、「所有者要求的名詞主語＋自動詞」型抱合は再帰解釈によって不適格という判定を免れているとはいえ、本来的には「特定性の制約」を破っている、ペナルティー度の高い構造であるということである。アイヌ語の抱合全体において「所有者要求的名詞主語＋自動詞」型抱合が占めている割合が全体の僅か5.6%を占めるに過ぎない、という事実の原因はここにあると考えられる。

⁵³ これに対し、*a-i-par-oyki「人が・私を・養う(私の口を養う)」のように他動詞が構成素の場合は、par「口」の所有者を指示するi-「私を」は主語を指示するa-「人が(不定人称)」とは同一指示的でなく、再帰解釈のような「特定性の制約」を回避する規則を適用する余地が全くないので不適格となる、と説明される。

⁵⁴ この点に関して「理論の専門家」から厳しい御指摘を受けた。「合成語中の要素が外から限定を受けることは理論的にはあり得ない。限定を受けているように見えても、これは語用論的な現象なのでこの議論はそもそも成り立たない」と言うのである。まず、注52で述べたことがここでも当てはまるように思われる。「限定」という用語が適当かどうかは別として、un-grammatical-ity に関して述べたことからすれば、この場合にも意味的な関係が成立するということはそれほど不合理なことではないと思われる。また、「根拠が語用論的なものだから議論が成り立たない」というのも不可解な話である。ある現象が「語用論的である」ということと、それが「言語学的根拠として成り立たない」ということの間には、原則何の関係もない。ここで問題とする構造において主語が被抱合名詞の意味的な所有者と解釈されるという事実には全く例外がない。それが語用論的であろうがなかろうが、意味解釈上の規則性は現実には存在するのである。外界の偶然的な事情によって意味解釈が恣意的に揺れる、というのであればこの批判は正しいが(「私は髭をそる」の「髭」は通常は自分の髭だが文脈によっては他の解釈もあり得る、という例がこれに当たるだろう)、事実はむしろその逆である。また、この評者のように「語用論的だから言語学的根拠にならない」という主張が正しいとすればそもそも語用論という言語学の下位分野の存在理由はどこにあるのであろうか。この種の批判は事実認定においても論理においても破綻しており、ここでの議論に対する批判としては全く根拠がないと考える。

5. まとめと今後の課題

これまで述べてきた事実を便宜的にまとめると表2のようになる。すなわち、アイヌ語の抱合には、「主語抱合の制約」と「特定性の制約」という二つのペナルティー度の高い重要な制約が存在する。これらの制約のいずれか一つにでも抵触すると通常は不適格な形式となる。いわば「有罪」が宣告され、即座に退場処分となってしまうような重大な違反行為とすることができる。仮に、これらの違反の程度を「-10」と表示しておくことにする（マイナスの数字が高いほどペナルティー度が高いが、-10は最悪の違反とする）。また、これらの制約への違反ほどではないが、「主語+他動詞」型抱合で起こる「目的語の主語への昇格」も、形態と意味の「ずれ」を拡大し、「意味的不一致の制約」に違反するのでペナルティー度が高いと考えられる。この違反は仮に「-7」と考えておく。一方、これらに対して、ペナルティーを緩和する方向に働く要因も存在する。まず、「主語抱合の制約」に対しては、「背景化の必要性」という要因がある。抱合は背景化に寄与する現象である。そのため、主語抱合は通常はペナルティー度が高く、不適格な操作であるが、同時に「背景化の必要性」が高い場合はその事情が勘案されて、ペナルティー度が減らされる場合がある、と考えるのである。いわば、一度出された処分に「情状酌量」が適用されるようなものである。「背景化の必要性」は、ペナルティー度を完全に消し去ることはできないが、かなり大きな「情状酌量」効果を持つと考え、ここでは仮にそれを「+8」と表しておく。もう一つの「情状酌量」要因は「再帰解釈」である。これは「特定性の制約」に対するペナルティーの緩和要因として働く。「再帰解釈」の緩和の程度をどう考えるかは難しい問題であるが、「所有者要求的名詞主語+自動詞」型は「主語（自然力）+自動詞」型より出現率は低い、その差は小さい、ということを反映させるため、「再帰解釈」は「背景化の必要性」よりも少しだけ大きな緩和力を持つ、とさしあたり考えておく。これを仮に「+9」で表すことにする⁵⁵。これによれば、例えば、「主語（自然力）+自動詞」型抱合は、「主語抱合の制約」に違反するため、ペナルティー度「-10」となって、このままでは不適格になるはずである。しかし、主語が自然力であるため、「背景化の必要性」（+8）という「情状酌量」的要因が発動され、「-2」に緩和される。もっとも、ペナルティーが緩和されたとはいえ、ペナルティー自体は残っているので、全体的な出現率が6.8%と非常に低いわけである。次に、「所有者要求的名詞主語+自動詞」型抱合であるが、やはり「主語抱合の制約」という重大なペナルティーを犯しているため、ペナルティー度「-10」となってこのままでは不適格になるはずである。しかしながら、所有者と被所有者を比べると、所有者の方が通常は重要であり、そのため、被所有者に対して「背景化の必要性」（+8）という情状酌量的要因が発動される余地が起こっ

⁵⁵ これは実際のデータに合うようにいわば数字の辻褄を合わせたに過ぎず、「背景化の必要性」と「再帰解釈」の間の緩和能力の差異についてはさらに検討する必要があることは言うまでもない。差をわざわざ設ける必要はない可能性もある。

て来る。そのため、ペナルティー度が「-2」に緩和される。しかしながら、抱合が起きると、今度は所有者（主語に昇格）が被抱合名詞を限定しているので、「特定性の制約」に対する違反、という重大なペナルティーを再び犯す結果となる。すなわち、またペナルティー「-10」を課されて、せつかく「-2」まで減ったペナルティーが逆に「-12」に激増し、このまま行けば即座に「退場処分」となるはずである。しかしながら、この場合には今度は「再帰解釈」(+9)という情状酌量の要因が発動されて、ペナルティーが「-3」に緩和される。緩和されたと言っても、「-3」という高いペナルティー度を持っているので、出現率が5.6%とさらに低いわけである。最後に、「主語（自然力）+他動詞」型であるが、「主語抱合の制約」に違反するため「-10」を課され、しかも「目的語の主語への昇格」(-7)というペナルティーも犯すため、ペナルティー度が一挙に「-17」となり、このままでは有無を言わず「退場処分」となってしまうはずである。しかし、この場合にも主語が自然力であるため、「背景化の必要性」(+8)が発動され、ペナルティーが「-9」に緩和される。緩和されたとはいえ、「強制退場処分」に必要な「-10」すれすれの値であるので、出現率が1.7%と極端に低いのだ、と説明される⁵⁶。なお、Mithun (1984)の分類で説明すれば、アイヌ語の抱合では Type I 型が優勢であると言える。Type II 型はあることはあるが、全体としては周辺の位置付けを持つにすぎない。すなわち、基本的には自動詞でしか許されず、その場合も出現率が極めて低い。他方、他動詞の場合は派生接辞しか目的語に取れず、通常他動詞に比較すれば極めて不完全な機能しか持たない⁵⁷。

もちろん、課題も数多く残されている。まず、本稿の考察は主として「どのような場合に抱合されないか」という抱合の制約に関わるものであり、逆の「どのような場合に抱合されるのか」という問題は依然として大きな問題として残っている。また、本稿で立てた制約や緩和条件（特に「背景化」）は現実のデータの分布を説明するための便宜上のもの、という性格を否定できず、それらの一般言語学的な裏付けがまだまだ未解決問題として残っていると云わざるを得ない。さらに、考察範囲がアイヌ語の一方言に限られているため、アイヌ語全体からの、あるいは通言語的視点から

⁵⁶ ここでは自動詞主語抱合の実際の出現率が極めて低いことを重く見て非対格性を抱合の型の分布比率を左右する有力な条件として設定することはしなかった。しかし、非対格性が全く無関係かどうかはなお検討を要する。今後の課題としたい。

⁵⁷ ここでの説明に対するアイヌ語の専門家、及びお二人の「理論の専門家」の評言は驚くべきものであった。「言語現象をこのような数値化によって説明することが果たして可能なのか疑問だ」と言うのである。本文で断っているように、ここでの説明に数字を用いたのは、得られた事実を相互に矛盾なく、分かりやすく説明するための単なる便宜上のものに過ぎない。程度の差をうまく整理できるのであれば、「甲乙丙丁」でも「松竹梅」でもなんでもかまわない。しかし、問題とする特徴の数が多いので、必要とあらばいくらでも量を増やせる数字を用いたに過ぎない。個々の数字に絶対的な意味を持たせているわけではないのである。それに、この程度の数字の利用に深刻な疑念を表明する一方で、「樹形図」や「痕跡」のような抽象的な道具の使用には何の疑念も持たない、というのも論理的に一貫しない態度に思えるのだが、いかがなものであろうか。なお、本稿におけるのとは目的も程度も異なっているが、数量詞の解釈を関係する諸要因それぞれにポイントを与えることによって説明している事例が高見(1997: 133)にも見られることにその後気付いた。言語学においてそれほど異例な説明方法とも思えないのであるが。

の考察が極めて不十分である、という問題もある⁵⁸。これらを念頭におきつつ、さらに広範なデータに基づいて考察を深める必要があると考えている⁵⁹。

表2 抱合の諸型とペナルティー度

	目的語抱合	主語（自然力） + 自動詞	所有者要求的名詞主語 + 自動詞	主語（自然力） + 他動詞
総数	444例	35例	29例	9 例
比率	85.9%	6.8%	5.6%	1.7%
Mithun (1984) の分類	Type I ⁶⁰	Type I	Type II	Type I
主語抱合 (-10)		-10	-10	-10
高い特定性 (-10)			-10	
形態と意味の不一致 (-7)				-7
背景化の必要性 (+8)		+8	+8	+8
再帰解釈による特定性の回避 (+9)			+9	
ペナルティー度の合計	0	-2	-3	-9

参考文献

Baker, Mark, C. (1988) *Incorporation*. Chicago: The University of Chicago Press.

Booji, Geert (2005) *The Grammar of Words*. Oxford: Oxford University Press.

知里真志保 (1936[1974]) 『アイヌ語法概説』（『知里真志保著作集』4 所収,
東京：平凡社.）

知里真志保 (1942[1973]) 「アイヌ語法研究」（『知里真志保著作集』3 所収,
東京：平凡社.）

⁵⁸ 関連する問題ではあるが今後の課題とせざるを得ないものとして、例えばアイヌ語においては有標性が高く厳しい制約を受ける「所有者要求型名詞目的語+他動詞」型抱合（全体は他動詞）（すなわち、Mithun 1984 の Type II）がある種の言語では容易に許容されるのはなぜか、という問題が挙げられる。単なる憶測に過ぎないが、被抱合名詞が目的語ではなく、実は斜格（副詞的要素）としての資格で抱合されているに過ぎず、従って所有者名詞（目的語）はもともと目的格であり、昇格によって生じたものではない（すなわち、被抱合名詞を特定化していない）という場合もあり得ると思われる。

⁵⁹ 本稿脱稿後、「理論の専門家」のお二人の方から、「この論文には独創性がない。目的語抱合がアイヌ語で優位であることは既に田村が指摘していることである。いまさら指摘するまでもない」という御指摘を受けた。このような指摘は筆者には正直、不可解の一語に尽きる。何を慮っているのか、全く見当もつかない評言というしかない。まず、日本語の使用からして適切でないように思える。「田村が既に指摘している、アイヌ語における目的語抱合優位という手垢の付いた事実を、佐藤があたかも未発見の新奇な事実であるかのように報告している」と言いたいのであれば、それは「新奇性がない」とでも表現すべきで、「独創性がない」という評言は全く不適切で、明らかに不用意な日本語の誤用である（もっとも、アイヌ語の抱合において、単なる印象でなく、実証的にアイヌ語の抱合の諸タイプの分布を調査したデータは管見によれば皆無なので、「新奇性がない」という表現にしてからが実は厳密には不当なのであるが）。この御指摘が学問的に意味をなすものであるとすれば、おそらく「独創性がない」という評言は、「理論的観点からは」という意味で言われているものと思う。抱合において目的語抱合が優位である、ということは、世界の多くの言語でよく知られており、しかも理論的にもある程度予測されることであって、アイヌ語にそのような事実があることをいまさら主張されても、これまでの理論的定説をくつがえすようなものではないので、理論的観点からは評価できない、ということなのであると思われる。もしこの推測が正しいとすれば、この評言も極めて不当なものである。このような観点から一方的に「独創性」が規定されたら、個別言語研究が不当にゆがめられてしまうと思う。なぜなら、「独創的」

- de Reuse, Willem (1992) A Bibliography on Incorporation and Polysynthesis in Native American and Paleosiberian Languages. *Kansas Working Papers in Linguistics* 17-2. 77-108.
- de Reuse, Willem (1994) Noun Incorporation. In: R. A. Asher (ed.) *The Encyclopedia of Language and Linguistics*, 2842-2847. Oxford: Pergamon Press.
- Di Sciullo, Anna Maria and Edwin Williams (1987) *On the Definition of Word*. Cambridge: MIT Press.
- フィルモア, チャールズ. J. (1975) 田中春美・船城道雄 (訳) 『格文法の原理』. 東京: 三省堂.
- 福田 (田村) すず子 (1956) 「アイヌ語動詞の構造」 『言語研究』 30. 46-64.
- 服部四郎 (編) (1964) 『アイヌ語方言辞典』 東京: 岩波書店.
- Hopper, Paul, J. and Sandra A. Thompson (1980) Transitivity in Grammar and Discourse. *Language* 56. 251-299.
- 影山太郎 (1993) 『文法と語形成』 東京: ひつじ書房.
- 亀井孝・河野六郎・千野栄一 (編) (1996) 『言語学大辞典』 6. 東京: 三省堂.
- 金子亨 (1999) 『先住民族言語のために』 東京: 草風館.
- 金田一京助 (1931) 『アイヌ叙事詩ユーカラの研究』 2. 東京: 東洋文庫.
- 金田一京助 (1936[1993]) 「アイヌ動詞の第三類」 (『金田一京助全集』 5 所収, 東京: 三省堂.)
- Kroeber, A. L. (1908) Noun Incorporation in American Languages. *Verhandlungen des X. VI. Internationalen Amerikanisten-Kongresses*. 569-576.
- Lyons, Christopher (1999) *Definiteness*. Cambridge: Cambridge University Press.
- Mithun, Mariannne (1984) The Evolution of Noun Incorporation. *Language* 60. 847-894.

であろうとすれば、「理論的定説」を翻すような言語現象を提示しなければならないことになるが、個々の言語は「理論的定説」とは独立に存在しているものだから、自分が専攻する言語が都合よく、このような意味での「独創的」な現象を持つという保証はどこにもないからである。そうすると「独創的」たらんとすれば、当該言語において必ずしも普通でない、稀な特殊な現象を探して来て、無理に「定説に対する反例」とすることになりはしないだろうか (ここでは例を挙げないけれども、アイヌ語を扱った理論家の研究にはその種のものが決して稀でない)。本稿はそのような立場とは対蹠的な立場に立つ。まず、アイヌ語において最も一般的な構造と、そうでない、稀な現象とを実証的に区別する。ここで「アイヌ語では目的語抱合が優位である」と述べただけであるならば上記「理論家」の評言もあながち不当とも言えないと思うが、本稿ではさらに、「他の稀な現象はなぜ稀なのか、また、稀であるにもかかわらずアイヌ語においてなぜ存在するのか」という新たな問いを設定して、アイヌ語の構造全体から実証的に説明しているのである。「独創性がない」というのであれば、このような試みが田村を含め、これまでになされたことがあったか、御存じであれば、教えていただきたいものである。なお、本稿で提起した説明がこれまでのアイヌ語の抱合に関する記述よりも優れた点があることは、理論的な可能性としてはあり得る組み合わせなのに実際には例が存在しないような型もきちんと予測できるという点から明らかであるように思われる。例えば、「所有者要求的名詞主語+他動詞」という型が存在しないことを述べる手段がこれまでは存在しなかったが、本稿の説明によれば、主語抱合 (-10)、高い特定性 (-10)、形態と意味の不一致 (-7) で-27という高いペナルティーを課される一方で、それを緩和する要因としては背景化の必要性 (+8) しかなく、結果として-19という高いペナルティーが残ってしまうので全く問題外の形式であることが明確に説明できる。

⁶⁰ ただし、下位類の「所有者的派生接頭辞+所有者要求的名詞目的語+他動詞」型は機能が不完全ではあるが Type II 型の一つと考えることができる。

宮岡伯人 (1978) 『エスキモーの言語と文化』 東京: 弘文堂.

宮岡伯人 (編) (1992) 『北の言語一類型と歴史』, 東京: 三省堂.

中川裕 (1995) 『アイヌ語千歳方言辞典』 東京: 草風館.

Perlmutter, David M. (1978) Impersonal Passives and the Unaccusative Hypothesis. *BLS* 4. 157-189.

Rosen, Sara Thomas (1989) Two Types of Noun Incorporation: A Lexical Analysis. *Language* 65. 294-317.

Sapir, Edward (1911) The Problem of Noun Incorporation in American Languages. *American Anthropologist* n. s. 13. 250-282.

佐藤知己 (1992) 「抱合からみた北方の諸言語」 宮岡伯人 (編) 『北の言語一類型と歴史』: 191-201. 東京: 三省堂.

佐藤知己 (2001) 「アイヌ語千歳方言の「第三類の動詞」の構造と機能」 『北海道立アイヌ民族文化研究センター研究紀要』 7 : 51-71.

佐藤知己 (2007) 「アイヌ語千歳方言の再帰接頭辞 *yay-* と *si-* について」 『認知科学研究』 5 : 31-39.

佐藤知己 (2008) 『アイヌ語文法の基礎』 東京: 大学書林.

Shibatani, Masayoshi (1990) *The Languages of Japan*. Cambridge: Cambridge University Press.

柴谷方良 (1992) 「アイヌ語の抱合と語形成理論」 宮岡伯人 (編) 『北の言語一類型と歴史』: 203-222. 東京: 三省堂.

清水誠 (2005) 「言語規則と普遍性—フリジア語と関連言語における名詞抱合、品詞転換、逆成」 『ドイツ文学』 127 : 49-66.

高見健一 (1997) 『機能的統語論』 東京: くろしお出版.

田村すず子 (1973) 「アイヌ語沙流方言の合成動詞の構造」 『アジア・アフリカ文法研究』 2 : 73-94.

田村すず子 (1988) 「アイヌ語」 亀井孝・河野六郎・千野栄一 (編) 『言語学大辞典』 1 : 6-94. 東京: 三省堂.

Noun Incorporation in the Chitose Dialect of Ainu: Its Types and Related Rules

TOMOMI SATO

Summary :

The types of the Ainu noun incorporation and their percentage based upon the data of the Chitose dialect of Ainu are as follows.

1. OVT-incorporation [Object + Vt] (444 examples, 85.9%)
2. SVI-incorporation [Subject (Natural Force) + Vi] (35 examples, 6.8%)
3. PVI-incorporation [Possessor Requiring Noun Subject + Vi] (29 examples, 5.6%)
4. SVT-incorporation [Subject(Natural Force) + Vt] (9 examples, 1.7%)

OVT, SVI, and SVT incorporations belong to Type I (valency-reducing) according to Mithun (1984), while PVI incorporation belong to Mithun's Type II (not valency changing). While Type I incorporation is popular in Ainu, Type II is extremely limited. The distribution of these types can be explained in terms of the interaction of two different types of rules: restriction rules imposing penalty points and rescue rules canceling them (below, the number in brackets refers to the penalty point or rescue point tentatively defined by the author).

- A. Subject Incorporation Restriction Rule (penalty point: -10)
- B. Referentiality Restriction Rule (penalty point: -10)
- C. Semantic Discrepancy Restriction Rule (penalty point: -7)
- D. Backgrounding Rescue Rule (rescue point: +8)
- E. Reflexive Interpretation Rescue Rule (rescue point: +9)

SVI-incorporation violates Restriction Rule A (-10). But a natural force subject triggers Rescue Rule D (+8) reducing the penalty points to (-2). The high markedness of SVI-incorporation can be explained by still remaining penalty points (-2). PVI-incorporation violates Restriction Rule B (-10) in addition to Restriction Rule A (-10). But Rescue Rule D (+8) and Rescue Rule E (+9), which reduces the referentiality of the incorporated noun, strongly reduce the penalty points to (-3). Yet the higher markedness of this type can be explained by the still remaining penalty points (-3). The last SVT-incorporation violates both Restriction Rule A (-10) and Restriction Rule C (-7), which causes a serious discrepancy between form (subjective) and meaning (patient). But Rescue Rule D (+8) reduces the penalty points to (-9). The extremely low percentage of this type can be explained by the much higher penalty points (-9) closer to the maximal (-10), which is serious enough to make any form ill-formed immediately.

